

9月7日本会議再開（第2日目）

1. 出席議員 13名
- | | | | |
|------|----------|------|----------|
| 1番議員 | 小宮山 定彦 君 | 9番議員 | 朝倉 国勝 君 |
| 2 " | 大森 茂彦 君 | 10 " | 滝沢 幸映 君 |
| 3 " | 山城 峻一 君 | 11 " | 吉川 まゆみ 君 |
| 4 " | 祢津 明子 君 | 12 " | 西沢 悦子 君 |
| 6 " | 大日向 進也 君 | 13 " | 塩野入 猛 君 |
| 7 " | 玉川 清史 君 | 14 " | 中嶋 登 君 |
| 8 " | 栗田 隆 君 | | |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | |
|-----------------|---------|
| 町 長 | 山村 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮崎 義也 君 |
| 教 育 長 | 清水 守 君 |
| 会 計 管 理 者 | 大井 裕 君 |
| 総 務 課 長 | 臼井 洋一 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 伊達 博巳 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 竹内 禎夫 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 堀内 弘達 君 |
| 商 工 農 林 課 長 | 竹内 祐一 君 |
| 建 設 課 長 | 関 貞巳 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 長崎 麻子 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 鳴海 聡子 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 清水 智成 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 瀬下 幸二 君 |
| 総 務 係 長 | 宮嶋 和博 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 宮下 佑耶 君 |
| 財 政 係 長 | 竹内 優子 君 |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 細田 美香 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | |
| 子 ども 支 援 室 長 | |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|-------------|----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北村 一朗 君 |
| 議 会 書 記 | 柳澤 ひろみ 君 |
5. 開 議 午前 9時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|------------------------|------------|
| (1) 町内企業についてほか | 滝 沢 幸 映 議員 |
| (2) 反社会的団体から町民を守るためにほか | 大 森 茂 彦 議員 |
| (3) 有害鳥獣対策についてほか | 祢 津 明 子 議員 |
| (4) 町の文化財対策はほか | 中 嶋 登 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（小宮山君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日から9日までの間、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（小宮山君） 質問者は、お手元に配付したとおり11名であります。質問時間は、答弁を含めて1人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について、簡明に答弁されるようお願いいたします。

なお、通告者も、これには格段のご協力をお願いいたします。

それでは順番によりまして、初めに、10番 滝沢幸映君の質問を許します。

10番（滝沢君） 改めましておはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。

まず、このたび町長の招集挨拶にもありましたが、「平成の産業史」が発刊されました。平成の30年間の切り拓いてこられた商工農の各分野で活躍された経営者、生産者、事業主様の思いが伝わるすばらしい内容で、関係者の皆様には心からの敬意を払うところでございます。こちらがその「平成の産業史」でございますが、インタビュー形式で構成され、非常に興味深く拝読をさせていただきました。

多くの優れた経営者、生産者が当町の産業振興にご尽力いただいておりますことは、当町の誇りとするところであります。その意味でも多くの方々にこの産業史をご覧いただきたいところではあります。現在のところ関係事業所、公共施設に限られているようで、今後、町ホームページでも閲覧ができるということのようです。まずお知らせをしておきたいと思っております。

では、この産業史にも関連した内容で質問をいたします。

1. 町内企業についてとして取り上げます。

当町の発展は町企業の成長とともにあり、大きな位置づけにあります。これまでバブル崩壊、リーマンショック後の世界的大不況等、困難な時代を乗り越えてきた企業体力には深い尊敬の念を払うところでございます。そしてまた現在、終息が見えないコロナ感染症、またロシアによるウクライナ侵攻は世界経済に大きな影響と打撃を与え、加えて円安も加速する中、諸物価高騰と原材料費、半導体関連の調達困難等、企業の経営にとって不安材料が多く、行き先に懸念があるところでございます。

今後も事業を進めていく上では、安定した経営基盤、創業の理念の継承とさらなる技術革新、人材確保と育成、賃金を含めた環境整備、また、近年はグローバル化が進む中、脱炭素社会の実現、SDGsなどによる社会貢献も求められる時代であります。

議会開会挨拶で町長から現状の報告がありましたが、改めて当町企業の状況を含め質問いたします。

イ. 町内企業の状況はとして、1点目、経営状況と雇用の状況は、また今後の見通しはについて質問いたします。

町内企業の経営状況と今後の見通し、町内企業の雇用の状況と外国籍の方の就業状況はについてです。外国籍の方の労働力は、当町の場合、人材確保として、また人口の社会増に向け大きな役割があります。雇用と就業状況を伺います。

次に、事業継続、発展のために企業が抱える課題はです。冒頭に述べましたが、今後も継続して、また安定した企業業績を維持・発展していくためには、技術力を含め、常に時代の流れを先取りし、ニーズに対応するノウハウと後継者、人材が求められるわけですが、そのための課題は何でしょうか。

2点目に、為替相場における円安の影響はについてです。

町内企業では、過去1ドル80円を切る状況も経験し、企業業績また町財政にも大きな影響を与えた時代もありました。本年3月までは1ドル110円前後で推移をしていましたが、ロシアによるウクライナ侵攻後、円相場は120円台に突入し、現在140円台に再突入をしている状況です。当町の場合、輸出へのウエートが大きい企業もあり、現在の円安の影響について伺います。

次に、ロとして、人材確保と企業PRに向けての状況と取り組みはで質問いたします。

1点目、各種事業の取組はについてです。UIJターン促進事業、テクノハート就職情報交換会など、大学との連携、インターンシップ事業等の状況、坂城高校生の町内企業への就職状況、今後の人材確保に向けての取組はです。

コロナ下の状況で、まだまだ対面での対応は困難な状況と思われませんが、現状について伺い

ます。また、今後の人材確保と育成において高校卒業生も担い手として重要であり、積極的に取り組まれている企業もあります。私の母校、上田千曲高校では、令和3年度81名の就職者のうち、13名が町内企業6社に入社しております。

そこで、坂城高校卒業生の町内企業の就職状況について伺います。また、今後の人材確保に向けた取組についても伺います。

2点目、企業の情報発信について伺います。各種展示会出展の状況と取組は、町商工会との連携で、町ホームページ上に企業PR動画を閲覧できる工夫はできないかです。様々な展示会に出展することは、自社の技術力を示す絶好の機会であり、また新たな顧客開拓の意味で、企業戦略として重要です。状況と今後の取組を伺います。

次に、現在の町ホームページの移住・定住のサイトには、子育て支援、住まいに関する情報などはありますが、働く人のための情報がありません。町商工会には町内企業、事業所を紹介する充実したサイトがあります。ぜひ、商工会との連携で移住定住のサイトにリンクを張っていただき、企業、事業所の情報発信につながるよう希望をいたします。お考えをお聞きます。

次に、ハ、町税について質問いたします。

1、法人町民税の推移と固定資産税の状況は。法人町民税において、令和元年、2年、3年度の推移は。法人町民税は、当町の財政運営の上で重要な位置づけにあります。令和3年度決算において、対前年16.6%増の3億2,977万円余りが計上されております。自主財源の中で、町税31.7%のうち法人町民税が12.7%と当町の大きな柱であります。この法人町民税は、その時代ごとの社会情勢に大きく左右されることは承知しておりますが、元年度と2年度を含め、その推移を伺います。また、中小企業におけるコロナ感染症の固定資産税軽減措置の状況はということで質問いたします。

次にもう1点、法人町民税の税率変更の影響はについてです。令和元年10月に税率11.9%から8.2%に改正された影響は。令和元年9月議会で質問した際、令和2年度から一部影響があると考えるとご答弁をいただきました。その影響について伺います。

以上、質問いたします。

町長（山村君） ただいま滝沢議員さんから、1、町内企業についてということでたくさんご質問をいただきました。昨今の状況なども踏まえましてお答えしたいと思っております。それから、後ほど担当課長から説明があると思いますが、今見せていただいた「平成の産業史」、これは本当に素晴らしいものができたと思っております。よく平成は右肩下がりだとか、何もしなかったとか、デフレばかりだったとかいうことがありますけれども、坂城町の町内の各企業を見ますと、まさに平成の時代に代替わりがどんどん進んで新しい産業もできたということで、素晴らしい時代だったと思いましたので、これはぜひ残したいということで各企業の経営者の皆様にご相談しましたところ、本当に積極的に協力いただいて、素晴らしい内容のものが

できたと思っております。

それで、これも後ほどまた説明あると思いますけれども、既にホームページにはアップしてありまして、そこから著作権に関係するところだけ除いて、ほぼ全部の内容がいつでも見られるようになっておりますので、また皆さんに見ていただければと思っております。

さて、私からはこの町内企業の状況はについてお答え申し上げまして、その他の項目につきましては、担当課長から答弁いたします。

まず、8月15日に内閣府が発表した令和4年4～6月期の国内総生産の速報値は、物価変動を除く実質で、前期比プラス0.5%で、このペースが続くと仮定した場合の年率換算ではプラス2.2%となり、三四半期連続のプラス成長となりました。

また、日本の経済力を表す実質GDPの実額は、年換算で542兆円となり、令和元年10～12月期の540兆円を超え、新型コロナ流行前の水準に回復しております。

なお、財務省が9月1日に発表した法人企業統計では、金融・保険業を除く全産業の経常利益が前年同期比プラス17.6%の28兆3,181億円となり、四半期では統計を取り始めた昭和29年以降で過去最大となりました。

これらは、コロナ禍で落ち込んだ世界経済の回復や円安を背景に、大企業を中心に幅広い業種で利益が伸び、3月下旬に新型コロナウイルス感染症のまん延防止等重点措置が解除され、行動制限がなくなったことで旅行や外食等の個人消費が拡大して全体をけん引したこと、さらには製造業を中心とした設備投資の増加が寄与したことによるものと考えられているところであります。

長野県内につきましては、長野経済研究所がまとめた今年4～6月期の業況判断DIによると、業況が良いと回答した企業の割合が、前期を2.0ポイント上回り、2期ぶりに改善しているところであります。

半導体等の部品不足や中国上海市のロックダウンなどの影響により、自動車部品の受注が低調になるなど、製造業の景況感が悪化していたものの、新型コロナウイルス感染症による行動制限の緩和や、善光寺御開帳などの効果で消費が持ち直し、非製造業の回復が全体を押し上げたものと考えられるところであります。

さて、町内企業の経営状況についてであります。町内の主要業種である製造業につきましては、生産量や売上げが回復傾向であり、事業所が固定資産税対象資産を取得した場合に、その固定資産税相当額を補助金として交付する、町の商工業振興補助金への交付状況も令和2年度取得分と比較し、令和3年度取得分は増加している状況であります。

また、先端設備の導入にあたり、企業が先端設備等導入計画を策定し、町の認定を受けると税制支援や金融支援などを受けられる制度につきましても、昨年の同時期と同程度の認定がされているところであります。

なお、当町で7月に実施いたしました町内の主な製造業20社の4～6月期の経営状況調査の結果におきましては、3か月前との比較で、生産量につきましては、増加が5社、横ばいが3社、減少が11社で、売上げにつきましては、増加が8社、減少が9社でありましたが、前年同期との比較では、生産量で増加が8社、売上げでは11社が増加ということで、全体的には持ち直しの動きが進んでいる状況であります。

今後の見通しといたしましては、この持ち直しの動きが進むことを期待するところではあります。ウクライナ危機や円安を背景とした原材料価格及び燃料費の高騰、新型コロナウイルス感染症の第7波、世界経済の減速など懸念材料は山積しており、先行きは不透明で楽観できない状況であります。

町内企業の雇用の状況につきましては、同じく経営状況調査の結果において、3か月前と比較して総計で100人が増員となっており、来年4月の雇用予定につきましても、全体で101人の増員が予定されていることから、回復の動きが進んでいることがうかがえます。

また、外国籍の方の就業状況についてであります。経済社会の国際化・グローバル化の進展に伴い、就労を目的として我が国に入国、在留する外国人は増加してきております。昨今の人材不足を補うためにも、外国籍の方の労働力は必要不可欠なものであり、それは町内企業においても例外ではありません。

町が実施している経営状況調査の対象企業20社に「外国籍雇用に関するアンケート」を実施したところ、16社から回答があり、雇用人数にばらつきはありましたが、12社において非正規雇用を含め約450人の雇用があるとのことでありました。

前年と比べ概ね横ばいの状況でありましたが、今後の雇用予定については、現在外国籍の方を雇用している12社のうち、7社が「生産増のため」あるいは「海外進出のために外国語と日本語ができる人材が必要なため」、「日本人求職者の確保が見込まれないため」などの理由で「増やしていく見込みあり」と回答し、5社が「大きな増減はない」との回答でありました。

一方、「減らす見込み」と回答した企業がないことから、今後も増加傾向となることがうかがえるところであります。

外国籍の方の雇用を進める上では、住居の確保や日常生活の支援、従業者の日本語習得、職場の多言語化への対応などが課題となります。今後も貴重な人材として確保していくことが町内企業の発展にもつながっていくものと考えております。

続きまして、事業継続、発展のために企業が抱える課題についてお答えいたします。現代の企業経営においては、SDGsやDXの推進、脱炭素の取組、働き方改革などの労働環境の改善、新型コロナ対策など、多くのことが求められている時代となりました。

そのような中で、人材の確保や事業承継、最低賃金の引上げ等に伴う人件費の増加のほか、原材料や電力・ガス等のエネルギーコストの増加など、企業を取り巻く環境はより厳しい状況

となっております。

これらの問題に取り組み、時代に取り残されないよう今後も事業を維持・発展していくためには、時代のニーズに対応し、人材を確保することが必要であります。そのためには、新たな制度に対応するための情報収集や研修の機会、人材のマッチング等が必要であると考えているところであります。

町といたしましては、町商工会やテクノセンター、テクノハート等、関係機関と連携を図りながら、情報提供や研修会及び企業説明会等の開催、各種相談への対応などを行い、引き続き支援をしてみたいと考えております。

続きまして、為替相場における円安の影響についてであります。東京外国為替市場の対ドルの円相場は、今年1月の平均は110円台半ばでしたが、それ以降徐々に下落が進み、7月には月平均130円台半ばとなり、9月1日には、1ドル139円69銭と1998年9月以来、24年ぶりの円安ドル高水準を更新し、昨日6日のニューヨーク外為市場では、一時143円台になるという状況であります。

背景には、歴史的なインフレに対処するため、米連邦準備制度理事会（FRB）が積極的な利上げを継続し、日米の金利差が拡大すると観測から、円売りドル買いが優先となり、円安が加速している状況であります。

円安が進行すると輸出産業が活発化し、外貨預金や外国の株価の価値が上がる一方で、輸入するエネルギーや食材などの値上がり懸念されるところであります。

現在は、コロナ禍の供給の制約や、ウクライナ危機により国際的に原材料やエネルギー価格が高騰しており、このような中でさらに円安が進行すると、コストが増加した分を価格に転嫁できない企業にとっては大きな重荷となり、県内の企業におきましても、令和4年4～6月期決算で増収減益となる企業が多くなっている状況であります。

町内企業につきましても同様の影響を受けているものと考えられ、外需型企业においては、原材料価格の高騰や中国のロックダウンなどの悪影響を円安が一定程度緩和したものの、国内向け販売が多く原材料を輸入に頼る企業では、円安が利益を圧迫しているものと推察するところであります。

現在は円安の進行により、物流費や光熱費などが高止まりしており、新型コロナウイルス危機からの景気回復に打撃となりかねない状況となっておりますので、町としましても引き続き状況を注視し、的確に対応してみたいと考えております。

商工農林課長（竹内君） 私からは、ロ. 人材確保と企業PRに向けての状況と取り組みはについてお答えいたします。

まず、各種事業の取組についてであります。U I J ターン促進事業として、長野地域や東信地域などのスケールメリットを生かした広域的な連携事業に参加しております。長野地域で

は、長野市を中心とする連携中枢都市圏構想の一環として、長野圏域9市町村で構成する長野地域若者就職促進協議会に参画し、圏域全体でU I Jターンを促進する取組を進めております。

主な取組といたしましては、就職情報発信サイト「おしごとながの」へ町内企業9社が企業情報を掲載しているほか、昨年度は、県内外の大学生等にインターンシップ実施企業の会社概要等を説明する「インターンシップフェア」と、県内外の大学生等やU I Jターンを検討している社会人と長野地域の企業とのマッチングを目的とした「ナガノのシゴト博」がオンラインで開催され、町内企業も参加しております。

また、東信地域では、東信州地域10市町村で構成する東信州次世代産業振興協議会に参画しており、昨年度は「県内大学から地元企業への就職情報提供セミナー」や「地元企業の採用担当者と大学等との情報交換会」、「地域中小企業のためのオンラインインターンシップ支援プログラム」、「地元高校生のオンライン企業博」等に町内企業が参加いたしました。それぞれの自治体単独による実施が難しい事業を、近隣市町村との連携により、広域的な取組として開催しているところであります。

次に、テクノハート坂城協同組合による就職情報交換会につきましては、昨年度は、中部圏3大学及び埼玉工業大学の就職担当者と企業の人事担当者ととの情報交換会を実施し、企業の人材確保の課題解決に向けた情報共有を進めたところであります。

大学との連携につきましては、連携協定を締結している4大学と合同企業説明会等に取り組んでおり、令和元年度までは各大学に町内企業担当者が赴いて合同企業説明会等を実施しておりましたが、コロナ禍となってからは大学主催のオンラインセミナーに参加する形式とし、昨年度は埼玉工業大学のオンラインセミナーに町内企業7社が参加いたしました。

また、昨年度開催された「さかきモノづくり展」におきましても、オンライン企業説明会を開催し、学生、生徒の皆さんに対して、当町の産業や企業を知り、興味を持っていただく機会を創出できたものと考えております。

インターンシップにつきましては、テクノハート坂城協同組合による連携4大学の学生を対象とした町内企業見学会とインターンシップのコーディネートを実施しておりましたが、令和2年度以降は新型コロナの影響により中断している状況となっております。

次に、坂城高校卒業生の町内企業への就職状況であります。直近5年間の状況を申し上げますと、平成29年度が9名、平成30年度が18名、令和元年度が10名、令和2年度が6名、令和3年度が10名となっております。

坂城高校では、将来の夢や就きたい職業などを考える機会として、また、町内企業の技術力の高さや魅力などを知る機会とするため、1年生には企業見学会、2年生にはインターンシップによる実際の業務や働く環境の体験を行っております。こちらも令和2年度以降、新型コロナウイルスの感染が拡大しているため、リアルな職場体験は実施できておりませんが、町内企

業への関心や興味を持つ機会として有効であり、今後も継続して取り組んでいただきたいと思いますと考えておりますし、町としても支援してまいりたいと考えております。

また、今後の人材確保に向けての取組につきましては、町内企業や関係機関と連携し、より多くの学生、生徒、社会人の皆さんに対して、当町の産業や企業を知り、興味を持っていただける機会を創出していくとともに、コロナ禍においても実施できる方法や、企業や学生等のニーズなども考慮した上で、有効な支援策を講じてまいりたいと考えております。

続きまして、企業の情報発信についてお答えいたします。

まず、各種展示会の出展の状況でございますが、昨年度は、オンラインで開催された「諏訪圏工業メッセ2021」及びリアル開催となった「第26回機械要素技術展」にそれぞれ2社が出展をいたしました。

今年度は、各展示会においてリアル開催の方針を示しており、6月に開催された「第27回機械要素技術展」には7社が坂城町出品者協会として共同出展し、7社合計で543件の商談があり、うち継続中のものが79件となっております。

また、今後開催予定の「諏訪圏工業メッセ2022」には5社、「上田地域産業展2022」には1社が出展を予定しており、町内企業の受注機会及び販路開拓の拡大を支援するため、引き続き、坂城町出品者協会を通じて支援をしてまいります。

次に、町ホームページ上に企業PR動画を閲覧できる工夫はできないかのご提案ですが、企業PR動画は、町商工会が作成しているもので、現在、工業系事業所が35本、商業・建設業系事業所が15本、計50本のPR動画が、町商工会が昨年度作成した「DISCOVERY SAKAKI（ディスカバリー・サカキ）」というサイトで閲覧ができるようになっております。

町としましても、ぜひ多くの皆様にご視聴いただきたいと思いますと考えておりまして、町ホームページの移住・定住ページの中にリンクを張るほか、トップページにバナーを設置し、同サイトへの誘導を図るための準備を進めているところであります。

また、企業の情報発信という中では、町内企業の皆様にご協力をいただく中で、平成の時代における町内産業の変遷や動向などを取りまとめた「平成の産業史」を発行いたしました。現在は町ホームページからもその内容をご覧いただけるようになっておりますので、激動の平成30年間における町内産業の歩みについてご覧いただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の終息がまだ見通せない状況ではありますが、ウイズコロナ、そしてアフターコロナを見据え、今後も町内事業所の事業継続や発展につながるよう関係機関と連携を図りながら、引き続き企業のPRや支援について検討してまいりたいと考えております。

収納対策推進幹（鳴海さん） 私からは、ハ、町税についてのご質問にお答えいたします。

町税収入につきましては、近年の災害による影響や新型コロナウイルス感染症の感染拡大などを要因に、安定しない状況ではありますが、社会経済活動が再開される中、個人消費や企業収益などが緩やかに持ち直してきており、景気の回復が期待されるところでございます。

初めに、法人町民税の令和元年度から3年度までの課税額の推移について申し上げますと、元年度につきましては、5億6,905万200円で、2年度は2億8,266万6,700円、3年度は3億2,950万2,200円でございます。元年度と2年度を比較いたしますと、課税額が大きく減額となりました。これは、個々の法人につきまして決算期や業種が異なることや、売上げに直結する影響も様々であること、そして経済情勢にも大きく左右されることなどから、その要因は明確には判断が難しいところでありますが、令和元年東日本台風災害や新型コロナウイルス感染症の影響による法人所得の減少などによるものと考えております。

また、2年度と3年度の比較では増額となり、企業においてコロナ禍における対策を継続する中で、一部企業の売上げが収益増につながったものと考えているところでございます。

次に、固定資産税の状況といたしまして、令和3年度につきましては、3年に一度の評価替えに加え、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業への緊急経済対策として、税の軽減措置が行われたことで税収入が減少しております。

この中小企業における新型コロナウイルス感染症による固定資産税軽減措置につきましては、中小企業・小規模事業者の税負担を軽減するため、国が緊急経済対策として、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業収入が減少している中小事業者等に対しまして、令和3年度課税の1年分に限り、事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税を減少幅に応じて減免するもので、軽減の内容としましては、令和2年2月から10月までの連続する任意の3か月間の売上高が、前年同期比で30%以上50%未満減少した場合は課税標準額を2分の1に減免し、50%以上減少した場合は課税標準額の全額を減免するものであります。

それぞれの軽減の内訳を申し上げますと、事業用家屋につきましては、2分の1軽減が47件、軽減額1,116万933円、全額軽減が53件、軽減額2,310万3,713円、償却資産につきましては、2分の1軽減が37件、軽減額1,017万7,416円、全額軽減が40件、軽減額4,516万4,482円で、合計いたしますと177件、軽減額8,960万6,544円でありました。

なお、この軽減措置による固定資産税の減収分につきましては、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金として、全額を国費により補填されておりますので、実質的には町の収入への影響はなかった形となっております。

続きまして、法人町民税の税率変更の影響に関するご質問にお答えします。

法人町民税につきましては、町税収入全体に占める割合としては大きく、社会情勢に係る経

済変動等によって左右されることから、大手企業の状況により、町税全体へも大きく影響するものと考えられるところでございます。

法人町民税の課税につきましては、地方法人税（国税）と同様に各事業年度の終了日の翌日から2か月以内に申告・納付することとされており、事務所等が所在する市町村が法人に対して課すものとして、法人税割と均等割がでございます。

このうち法人税割につきましては、法人の売上げや収益に応じた負担を求めるもので、その税率については、国が定めた制限税率の範囲内で市町村が決定しているところであります。

当町におきましては、この税率について、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から、法人税割の税率を11.9%から3.7%引き下げ、8.2%といたしました。

引下げの背景といたしましては、国の税制改正により地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人県民税、法人町民税の税率が引き下げられ、国税である地方法人税の税率引上げが行われたことから、改正が必要となったところであります。

法人町民税の税率改定による税額への影響といたしますと、法人事業年度の令和2年度確定申告、予定申告分からとなります。各企業の2年度の確定申告等に基づき、税率の改定前後で比較いたしますと、2年度では約2,600万円の減、3年度においては、約1億3,700万円が減少額となりますが、この減少分につきましては、国における税制改正の影響とされるため、令和2年度から法人税割減収分の補填措置として新たに法人事業税交付金が交付されております。

また、税制改正に伴い引き上げられた地方法人税（国税）の税率引上げ分については、その税込額が地方交付税の原資として地方交付税に算入されることとなり、交付税の増額も見込まれるところでございます。

法人事業税等の改正に伴う町の歳入への影響につきましては、地方交付税の算定がその年々で変更となる部分があることに加え、法人事業税交付金の交付基準の変更に伴う収入につきましても、社会情勢や景気等により変動いたしますことから、税率変更に伴う影響額について具体的に申し上げることは大変難しいところでありますが、法人事業税交付金の交付要件が通常ベースに戻る令和4年度以降、トータルして若干の歳入減が出るものと見込むところでございます。

10番（滝沢君） ただいま、町長、担当課長から非常に懇切丁寧に詳細な答弁をいただきました。ということで、あまり所見の時間がないんですが、現状をお聞きした中で、町内の企業さんの業績がおおむね順調に推移しているということを確認いたしました。それから、法人税の関係にしましても、いろいろ国の交付金等の分で穴埋めというんでしょうかね、そういう形で適正に運営されているということを確認いたしました。

人材確保というのは、これから当然大きなテーマになっていくと思うんですが、やはり先ほ

ど答弁ありました坂城高校生の実績ですね、これは大変素晴らしいと思いますので、今後も連携をお願いしたいと思います。

一つだけ質問させていただきます。先ほど答弁にありました展示会についてなんですが、この展示会は、答弁にもありましたように新商品開発、それから新規販路開拓等、業績アップ、非常に大きな取組だと思っておりますが、千曲市では販路開拓支援事業として経費の2分の1以内、上限50万円という補助制度があります。町内でも大手企業さんなんかは、IPF、国内最大級の見本市であります、出展している事例もあるんですが、今後、単独で出展する企業もあるのではと推察をするんですが、当町の場合、単独で出展する際の補助制度への考え方、これをちょっとお聞きしたいんですが、よろしくお願ひいたします。

商工農林課長（竹内君） 展示会出展に係る補助制度についての再質問にお答えをいたします。

当町では、町内企業の展示会出展活動に対し、坂城町出品者協会を通じて補助支援を行っております。町出品者協会では、町のほか町商工会や町内企業にも参画いただく中で、年度ごとに事業計画を立て、製造業を中心に出展活動を行う企業に対して出展費用の補助を行っております。

補助対象となる展示会につきましては、年度当初に町内企業に対して展示会出展の意向調査を行う中で、多くの企業の出展が見込まれる展示会を対象としておりまして、ここ数年では県内や名古屋における展示会の出展に対し、1社当たり最大で5万円の補助を行っております。

また、町出品者協会では、毎年東京で開催されている製造業関係の大規模な展示会において町内企業による共同出展を行っておりまして、町内企業が少ない負担で出展できる機会を提供しているところでございます。

10番（滝沢君） 再答弁いただきました。そこら辺の5万円というのが、当町の場合、一番の基幹産業の企業さんが多いわけですから、やはり増額に向けてぜひ検討していただきたいなと思います。

先月の新聞報道で、2021年度県内機械系製造業売上高の業績報告がありまして、県内の上位50社中、町内企業が5社ランクインされておりました。そのうち4社が業績を伸ばしているということで、県内の町村の中でも特筆すべき成果であると思っております。

町内企業の発展は、産業振興施策全般を見ましても当町の大きな強みであり、今後も町の発展とともにさらに進んでいく分野であります。今後さらにテクノセンター、テクノハート、商工会との連携を図る中で、推進を望みたいと思います。

では、次の質問に移ります。

2. 空家問題について取り上げます。

これまでも一般質問で取り上げられてきた案件であります。空家問題は人口減少に加え、高齢化が進む中、行政を含めた地域社会を巻き込む大きな問題に今後も発展していくと危惧をし

ております。

先月までに町では2回の空家対策講座が開催されました。空家を適切に管理されない、いわゆる困った空家状態になると、五つの問題があると説明がありました。1、防災上の問題、2、防犯上の問題、3、環境衛生上の問題、4、風景・景観上の問題、5、行政上の問題などです。

また、法律上相続の問題も絡み、複雑化していく懸念があります。私たちは、この問題に対し今後も常に関心を持ち続ける必要があると思っております。今回、第2次町空家等対策計画に基づき質問をいたします。

イ. 町空家等対策計画について

1、町空家等対策計画の概要は。また、空家の定義についても伺います。

2、空家等に関する対策の実施手順は。この対策の実施手順と町空家等対策協議会の構成委員、また最新の空家数を伺います。

3、空家等の調査、把握の状況は。3年ごとに実施されている行政協力員への調査依頼内容は。また、昨年度情報提供された件数を伺います。その後の対策を進める中、データベース作成上重要なポイントと思っております。町内全ての空家が把握されているでしょうか。

次に、町職員による情報収集の状況を伺います。

4、今後の取組について。相談会等の取組の概要は。今後、空家の適切な管理を促すための周知等の取組はということで、以上質問いたします。

住民環境課長（竹内君） 2の空家問題について順次お答えいたします。

まず、町空家等対策計画の概要と空家の定義に関するご質問でございますが、坂城町空家等対策計画は、平成27年に全面施行された空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、坂城町長期総合計画に即して、地域の安全確保と生活環境の保全、空家等の利活用促進等の対策を総合的、計画的に実施することを目的に策定しており、平成28年度から令和2年度までの5年間を計画期間として策定した第1次計画に引き続き、現在の計画は、令和3年度から令和7年度までを計画期間とする第2次計画であります。

計画の概要といたしましては、全町を対象区域とし、第1章において基本方針や計画期間、対象とする空家等の種類を定めているほか、第2章では、具体的な取組として空家等の調査を行い実態を把握すること、所有者等が死亡している場合や行方不明の場合などには、法に則した調査を行い、管理を行う義務者を特定し、指導・助言を行うこと、除却や跡地利用の促進に向けて情報提供や相談体制の充実を図ることのほか、適正な管理がされていない空家等や、特定空家等に認定した所有者等に対する指導・助言に加え、必要に応じて勧告、命令、行政代執行を行うことなどについて定めております。

また、空家の定義につきましては、法の中で独自に定義されており、「建築物又はこれに附属する工作物であって」、概ね1年、「居住その他の使用がなされていないことが常態である

もの」をいうとされており、「国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。」とされており。また、空家等という場合には、空家の敷地を含みます。

次に、空家等に関する対策の実施手順であります。計画に基づき、情報収集と現地調査による実態把握を行い、適切な管理がされていない場合には、空家等の所有者、又は管理者に指導・助言を行います。

現地調査の結果が一定の基準を超え、地域住民の生活環境に著しい影響を与えるおそれや危険性がある特定空家等や、そのまま放置すれば特定空家等に移行する可能性のある準特定空家等に相当する場合には、協議会に諮った上で町が指定し、法及び国の指針に基づいて指導・助言を行い、正当な理由なく何ら改善がされない場合には、特定空家等については次の段階として勧告を行い、勧告に応じない場合には命令、命令に応じない場合には行政代執行という手順に沿って対応することとなります。

また、特定空家等に指定され、さらに勧告を受けた場合には、固定資産税の優遇措置である住宅用地の特例が適用されなくなります。

続きまして、町空家等対策協議会の構成委員としましては、町長のほか、町議会議長、区長、会長、司法書士、土地家屋調査士、宅地建物取引士、建築士、民生児童委員協議会長、坂城消防署長、坂城町交番所長の10名で、空家等への対策や利活用の促進等への提案や協議をいただくとともに、特定空家等の指定についてもご協議いただき、協議会として判定をいただいているところであります。

続いて、最新の空家数であります。平成27年度と平成28年度調査による空家数が当初253件でありましたが、その後、令和4年3月までに入居や建て替え、更地になったものを除きますと205件となり、そこに直近の調査で新たに把握した104件を加えた309件あります。

程度区分ごとの内訳は、適切な管理がされている空家等が202件、適切な管理がされていない空家等が101件、準特定空家等が3件、特定空家等が3件という状況であります。

次に、空家等の調査・把握のために行った行政協力員への調査依頼の内容につきましては、前回調査を行った平成28年度以降の空家等の状況変化を把握するため、令和3年2月に、行政協力員さんに区内の空家等の情報提供をお願いいたしました。

その内容は、町が把握している空家等の状況変化について、空家等の所在地や元居住者等を記載したリストをお渡しし、管理の有無や管理者の有無、日頃気になっていることなど、現在の状況を記入していただくほか、新規把握分として、空家等の所在地や元居住者など、状況変化把握分と同様の項目について記入していただく方法をお願いいたしました。

昨年度調査で情報提供された件数につきましては、新たに112件の空家等の情報提供をいただきました。その後、職員が現地調査をした時点で、居住、使用、取壊しや建て替えがあっ

たものを除きますと、令和4年3月時点で新規の空家等の件数は104件でありました。

続いて、町職員による情報収集の状況であります。提供いただいた情報に基づき職員が現地を訪れ、外観から1次調査として、倒壊の危険性や壁・屋根等の破損状態、草木の繁茂、ごみの放置等のチェックを行い、いずれも該当しない場合は適切な管理がされていると判断しているところであります。

いずれかに該当する場合には適切な管理がされていない空家等とし、2次調査において倒壊等の危険性、衛生上有害、景観を損なっている、防犯面などで放置が不適切、以上四つの観点からチェックを行い、該当項目が多く、状態が悪いものについては、再度、建築士による専門的な調査を実施しております。

また、管理者が不明な場合等については、適切な管理の依頼や指導、助言のため、法に基づき、固定資産税の納税通知書送付先等から所有者等の情報を把握し、対応しているところであります。

次に、今後の取組として、相談会等の取組内容であります。計画に定める情報発信及び情報提供の具体的施策として、県の空家等対策支援専門家派遣事業を活用し、町として空き家対策住民啓発講座・相談会を開催しております。

これは、空家等の放置や相続登記をせずに世代を重ねることのリスクを知っていただくとともに、問題意識や利活用意識の高揚により適切な管理が促進されること、また、マイナスのイメージを抱きがちな空家は、利活用によってはプラスの財産になることを知っていただき、空家の流通促進、ひいては将来の空家発生抑制を図るため、今年度、新たに開催しているものであります。

6月に、司法書士を講師に15名が参加する中、1回目のセミナーを開催し、7月に開催した2回目となる講座には、司法書士と宅地建物取引士を講師に、20名の参加がありました。加えて、各回とも講座内容を数回、上田ケーブルビジョンで放送いたしました。

また、8月30日には「空き家の活用について」をテーマに相談会を開催し、宅地建物取引士、建築士、町空き家バンク担当者が3組の相談をお受けし、専門家からのアドバイスをいたしました。

今後につきましても、「広報さかき」8月号でもご案内しておりますが、9月27日には空き家の処分、10月25日に相続登記が済んでいない空き家をテーマに相談会を実施いたしますので、町民の皆様には、こうした機会を活用いただくとともに、今回の相談会に限らず、住民環境課へご相談いただければと思っております。

最後に、空家等の適切な管理を促すための周知等の取組についてであります。町といたしましては、相続登記を含む適切な管理の重要性の周知や、適切な管理ができているうちに利活用につながるよう、固定資産税の納税通知書発送の際に相談窓口等の案内を同封するほか、町

ホームページや「広報さかき」等において空家問題対策に関する情報提供を行い、所有者等が自ら空家等の適切な管理及び利活用の促進を図れるよう、必要な情報の周知に努めてまいりたいと考えております。

10番（滝沢君） 担当課長より詳細な説明をいただきました。私も地域の中を見た場合、昨年も一応行政協力員の立場で調査のほうをさせていただいたんですが、やはりこの5年、10年で地域の空家状況というのは加速的に進む懸念があります。

そのためには、やはり、今の答弁にありました各区の行政協力員さんのお力が不可欠でありますので、さらなる連携を望みたいと思うんですが、とにかく空家全てをちょっと把握できるかというとなかなか難しいところもあるので、やはり各区の区会議員さん、それから班ごとに分かれているそういう情報ですね。もう少し時間、ある程度いただいていたと思うんですが、やはりそこら辺を今後周知、行政協力員さんが集まった会議ですね、とにかく空家と思われるものは全てアップしていただいて、それをまたうまく振り分けていくという流れになると思うので、やはり実態把握をつかむための方策を進めていただければと思っております。

その中で、1点だけ質問させていただきたいんですが、今回ちょっと相続税の関係は質問できなかったんですが、今後も令和6年を目途に相続登記の義務化がされるということであります。現状の空家において、所有者等が不明の事案と所有者等と連絡が取れない事案、これについて現状あるのでしょうかということで質問させていただきます。また、今後の対応ということも含めてお伺いをさせていただきます。

住民環境課長（竹内君） 再質問にお答えいたします。空家の所有者等が不明の事案といたしましては、主に相続人全員が相続放棄をしており、かつ相続財産管理人が存在しない場合などがあります。

相続放棄により、相続財産が無管理状態になると、他の相続人や相続債権者等に不利益を与えるおそれがあるため、民法第940条では、相続を放棄した者は、その放棄によって相続人となった者が相続財産の管理を始めることができるまで、その財産の管理を継続しなければならないと定めております。

そのため、空家を相続放棄したとしても、次に当該空家の相続人となった者が空家を管理できるようになるまでは、引き続き管理責任を負い、今後、令和5年4月に民法が一部改正された後も、現に占有している場合には引き続き同様の責任を負うこととなりますので、管理責任義務者が存在している場合は、これまでと同様、法に基づいた調査によって把握し、改善の依頼や指導・助言をいたします。

しかし、相続人全員が相続放棄しており、かつ、利害関係人等の申立てにより家庭裁判所が選任する相続財産管理人も不在の場合は、当該空家の管理者が存在しない状況となるため、町といたしましては、そのような場合の対応として、裁判所の監督の下、本来所有者がすべき行

為や、裁判所の許可を得て相続財産を処分できる相続財産管理人の選任について、当該空家が近隣の住環境に与える危険性などを勘案した上で、町として申し立てることなども検討していく必要があると考えるところでございます。

10番（滝沢君） 法律の話で、今すぐにちょっと全部は理解できなかったですが、最終的には町が管理をしていくというような方向になるということで理解をいたしました。

では、時間でございますので、空家を更地にしようとした場合、法律に義務づけられたアスベスト調査等を含め、多額の解体費用に二の足を踏む状況と、先ほどもちょっとありました固定資産税特例措置が受けられず、税率が上がる状況があります。東御市では3年間の軽減措置を実施し、上田市でも検討しているとのことでした。

様々な観点、問題点から、更地にして利活用を図ることも取組の一つと考えます。更地にする場合の解体費用補助と固定資産税軽減措置につきましても、ぜひとも検討を望むところでございます。

当町では、空き家バンクにおいて一定の成果がなされ、空家関係のリフォーム補助制度も整備されておりますが、最近空家のリノベーションについての報道の機会も増えております。当町の基幹産業である企業様からも、従業員様向けの住宅確保の要望をお聞きすることがあります。当町の特色を生かし、多方面から勘案していただき、施策の推進をお願いいたしまして、一般質問を終わります。

議長（小宮山君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時01分～再開 午前10時11分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

再開いたします。

次に、2番 大森茂彦君の質問を許します。

2番（大森君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問を始めます。

1. 反社会的団体から町民を守るために

イといたしまして、旧統一教会とのかかわりは。

ここで、旧統一教会と一つの団体として表しますが、関連団体として世界平和統一家庭連合、これは名称変更してこういう名前になりました。また政治団体としての国際勝共連合、また世界平和女性連合、宇宙平和連合（UPF）とこれらの諸団体を含めて旧統一教会と名称を述べさせていただきますので、その点はよろしく願いいたします。

7月8日、安倍元首相は、演説中に銃で撃たれ亡くされました。政府は安倍元首相の葬儀を国葬で執り行うとしております。しかし、今日本中で安倍元首相の国葬に反対する声が上がっております。また、世論調査でも国葬についての中止を求める意見が多く出ております。国民が主権の国で、国会も開かずに閣議決定で強行することは許されるものではありません。

法的根拠もなく、国民に弔意を押しつけ、しかも、ちまたでは100億円と言われておりますが、昨日、政府は概算で16億6千万円と公表いたしました。このように国税を使って強行することは、国民は納得しないのではないのでしょうか。

また、全国の教育委員会を通じて各学校に対し、半旗、弔意を押しつける、このようなことはあってはならないと思います。

さらに、安倍政権は安民法制をはじめ、次から次へと憲法違反の法案を強行採決で成立させてきました。桜を見る会など国政を私物化し、元統一教会との結びつきでも、親子3代にわたって強めてきた安倍元首相の国葬を執り行うということは、安倍政治をたたえることになり、その上、旧統一教会と自民党の癒着に蓋をする、こういうことになってしまいます。

靈感商法や集団結婚式、多額の献金など、数々の反社会的行動を行っているカルト集団である旧統一教会と政治家との関わりについて、徹底的な究明が求められております。国会議員、政治家、このような方々が旧統一教会の集会やイベントなどにメッセージや講演、ビデオメッセージなどを行うことは政治家なども認めており、問題のない団体というお墨つきを与えることとなります。そのため、これを利用し多くの被害者をつくってきております。

さらに、旧統一教会は政治家に深く結びつくため、選挙では主に自民党の候補者の応援をし、スタッフを派遣、そして集会にも動員しております。泰阜村出身の自民党宮島喜文元自民党参議院議員は、2016年参議院選で初当選したとき、世界平和連合から推薦を受けていた、このように元事務員が証言しております。このことを信濃毎日新聞が報じております。

この7月の参議院選挙で再選を目指して安倍元首相を訪ね、元統一教会の関連団体である世界平和連合などの支援を依頼したが、安倍首相側に前回並みの支援は無理かもしれないと言われ立候補を断念した、こういう経過も明らかにしております。このように、安倍元首相は自らの派閥のために旧統一教会を活用している、こういう状態であります。

さらに、長野県議57人のうち地元選出の県議をはじめ13人が、そして長野市や上田、東御市などの市長も関連団体の選挙支援を受けたり、会合に出席したりメッセージを送ったりしているということも報じられております。

そこでお尋ねするわけですが、町長にお尋ねします。まず、旧統一教会や世界平和統一家庭連合、これらの関連団体との関係はおありであったかどうか、ご答弁を求めます。

次に、旧統一教会や関連団体のイベントに協賛や後援、あるいは寄附などを受けた、このような点についてあれば、何件あったのかご答弁を求めます。

これで1回目の質問といたします。

町長（山村君） ただいま大森議員さんから、1番目としまして反社会的団体から町民を守るために、イ. 旧統一教会とのかかわりはというご質問をいただきました。今もお話がありましたけれども、参議院議員通常選挙直前の安倍元首相銃撃事件以来、世界平和統一家庭連合、旧統

一教会の活動と政治との関わり等が連日報道されています。

まず、私自身のことを申し上げたいと思っておりますけれども、まず私自身の世界平和統一家庭連合、旧統一教会との関わりといったご質問につきましては、当該団体はもとより関係団体を含めて、イベントへの参加や挨拶、メッセージの発出、金銭のやり取り、選挙活動などへの支援、協力など私的な関わりは一切ない状況でございます。

また、当町におけるこれまでの関わりはというご質問でございますが、本年6月に世界平和やウクライナにおける軍隊の撤退などを願い、北信地域を自転車で回るといったイベントの開催にあたり、主催団体である実行委員会から後援の依頼があり、承諾してしまったという案件がございます。

銃撃事件以降、後援などを承諾した団体等について確認を行ったところ、依頼のあったイベントがご質問の世界平和統一家庭連合、旧統一教会と関わりがあるということが判明いたしました。この当該イベントは2015年から県内で開催されており、当町への後援依頼は今回が初めてであったところではありますが、世界平和を願うといった趣旨や、主催者名からは世界平和統一家庭連合、旧統一教会との関連がわからなかったことに加え、これまで当該イベントが開催された際に、多くの近隣自治体が後援してきたという状況もあり、承諾してしまったという経過であります。

私をはじめ職員がそのイベントに出席したり、挨拶やメッセージを出すなどのほか、金銭面を含めて後援以外の関わりは一切なかったところではありますが、町が後援したイベントが旧統一教会と関わりがあったことにつきましては、おわびを申し上げるところであります。

今後は、趣旨や内容はもとより、広く関係団体等にも目を向ける中で、慎重に対応し、一線を画してまいりたいと考えているところであります。

また、後援、バックアップにつきましても、言わば事務的にやるのではなく、必ず私の決裁を受けるといような形の処理にもしっかりと変えていきたいというふうに思っております。この団体に限らずです。ほかにあるかもしれませんので、そういう対応をしていきたいと思っております。

2番（大森君） ご答弁ありがとうございます。町長におかれましては、全く関係がないということですので、今後引き続きその立場を堅持していただきたいというふうに思います。

もう一つ、「ピースロード」で1点、後援の依頼で後援したということでもありますけれども、今日か昨日の新聞ですかね、過去3年くらい遡って調べたら、以前もやってあったという自治体もちょっと出ていましたけれども、それはどのくらいの過去を調査、調べられたかということ。

それと、あともう一つお聞きしたいのが、町内にそういう多額の献金やそういうことで非常に困っている、被害を受けているというような方の状況なり、もしつかんでいけばどういう状

況なのかということも教えていただきたいし、また、今、国のほうでも消費者庁で相談窓口ということもやっていますが、まずは地元の町民を守るというところで、相談窓口を設置するというようなこともぜひお願いしたいと思うんですが、その2点についてお尋ねします。

総務課長（臼井君） 再質問いただきましたけれども、どこの時点に遡って調べたかということでもあります。私どもは、町の後援ですとか共催等の依頼、そういったものがあつた場合の書類につきましては、3年間保存をしている状況でございますので、今回につきましては、令和元年から現在までのところを調べたところであります。

また、献金等の状況で、直接困っているというような相談を私どもはいただいたということではない状況でありますけれども、相談の窓口といたしましては、消費生活の関係でもあるし、困り事の相談といった状況もございますので、そういったことを広くPRする中で、気軽にご相談いただける体制というものを今後も継続してまいりたいというふうに考えるところであります。

2番（大森君） 相談窓口についてですけれども、ありますよじゃなくて、やっぱり今皆さんの一番気になっているところもありますのでね、そういう被害の方の相談を受け付けますということ、やっぱり広報なりあるいは「すぐメール」なり、あるいは行政無線なりで何回も繰り返して町民にお伝えするということが必要ではないかと思うんですが、その辺をぜひお願いしたいのですが、どうでしょうか。

総務課長（臼井君） 相談窓口等につきましては、今こういった問題もだいぶ取り上げられておりますので、そういった部分の相談にも乗れるということを含めて、いろんなものを通してPRをしてまいりたいと考えております。

2番（大森君） ぜひ、町民の被害を拡大しないようにということをお願いしたいと思います。

過去、1972、3年頃、ちょうど寄附条例ができる頃、この前後に当時国際勝共連合という団体に寄附活動を相当やったんですよね。私のところに相談された方もいたりして、それですぐ当時の役場のほうへ一緒に行って、被害に遭ったことを届けて、そんな状況もありました。相当、当時は全国的に展開していたということがありますので、そういう経験も私はあります。

なので、町民の皆さんがそういう被害に遭わないということのために、ぜひ相談窓口、そしてそういう広報をしっかりとお願いしたいというふうに思います。

それでは、次の質問に参ります。

2. 中学校の部活動の地域移行に向けて

学校の部活動は、少子化により運動部でチームのメンバーが集まらず、練習にも影響が出ていること、さらに担当教員の負担軽減、これも大きな課題となっております。スポーツ庁は、2025年、令和7年、この年度を目標に中学校の部活動を地域移行することを決めました。坂城町と千曲市の教育委員会では、協働して来年度から段階的に地域移行の受け皿として地域

クラブ（仮称）の設立の準備を始めました。

部活は、学習指導要領で教育課程外の活動とされているそうですが、しかし、学校教育の一環としての位置づけにもなっているというふうに言われています。また、文化芸術活動も同様に地域移行になります。

この点について、文化芸術活動については今回取り上げませんが、スポーツの問題について質問させていただきます。

イ．指導者の質・量の保証は

学校教育の一環としての部活と地域クラブの指導者との関わりはどうなってくるのでしょうか。学外の指導者にも教育的観点から、子どもの自発性を大切にする、悩みに寄り添う、このような教育的側面が非常に必要であるし、そういう知識が求められていると思います。その質の見極めは、どうやって指導者の選定にしていくのか。

次に、地域移行で受け皿となる団体や的確な指導者をどうやって確保するのか。

次に、学外指導者がいなかったり、足りなかったりした場合、どのようにされるのでしょうか。一つは、部活の先生の自由意思で兼職・兼業を認めるというふうになっておりますけれども、地域指導者が補充されるまでの間、押しつけにならないのか、この点についても質問します。

部活の休養日について、県の指針では、学期中は週あたり2日以上休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土日は少なくとも1日以上は休養日をしている。他の項目もこういう県の指針を遵守できるような、こういう体制が取れるのかどうか、これについてお尋ねします。

ロといたしまして、保護者への負担は。

地域移行すれば費用が発生する可能性があります。指導者への謝金やクラブ運営費などが必要となり、会費の徴収なども発生してきます。町が説明資料で示されたのは、原則受益者負担としております。

また、種目や練習場所にもよりますが、交通費や保護者の送迎など、家庭への負担が増えるのが見えています。また、スポーツ企業などに委託すれば、さらに負担増となるおそれもあります。誰もが参加できる条件をどう整えていくのか、ご説明願います。

ハとしまして、責任の所在は。

町の説明資料によりますと、地域クラブ（仮称）の会長は、坂城町及び千曲市の教育長の下に地域クラブ運営委員会と事務局があります。各教育長が共同で責任を負うということになるのかどうか。これについてご答弁を求めます。

教育文化課長（長崎さん） 中学校の部活動の地域移行に向けてについてのご質問に、順次お答えいたします。

中学校の部活動は、生徒の自主性、自発的な参加により行われるもので、学習意欲の向上や

責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として学習指導要領に位置づけられた活動でございます。

部活動に参加する生徒にとっては、スポーツ、芸術文化等の幅広い活動機会が得られるとともに、体力や技術の向上に資するだけでなく、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会でもあります。

一方で、部活動の設置・運営は法律上の義務として求められるものではなく、必ずしも教員が担う必要がない業務として位置づけられています。教員の勤務を要しない日の活動を含めて、教員の献身的な勤務によって支えられており、長時間勤務の要因であることや、特に指導経験のない教員には大きな負担となっている状況でございます。また、少子化による生徒数の減少と、それに伴う教員の減により、多様な競技文化活動の機会を保障していくことも難しい状況となっております。

こうした状況から、国は令和2年9月に、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革で、学校における働き方改革の視点と少子化などを踏まえ、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教員が従事しない、少子化の影響が大きい地域については、市町村を超えた合同部活動の推進という二つの指針が示されました。

この指針に基づき、当町におきましても令和5年度から中学校の休日の部活動の実施主体を学校から地域に移す地域移行を進めていく必要がございます。

当町においては、少子化に伴う部員数の減少により、競技等によっては生徒が希望する部活動の維持が困難な状況もあり、現在も千曲市内の中学校と合同で活動している部活もある状況でございます。

このようなことから、地域移行を町単独で対応していくことは難しい状況であること、また、千曲市においても同様の状況であることから、千曲市・坂城町のスポーツ団体、文化芸術団体、校長会、保護者会などの代表で組織された中学校部活動地域移行推進会議において、部活動の地域移行を千曲市と坂城町で協働で進めていくことが決定されました。

これを受け、現在は、地域移行に向け坂城町と千曲市の教育委員会が事務局となり、地域移行の運営主体の設立に向け運営準備会を設置し、先月、第1回目の会議を開催したところでございます。今後におきましては、この運営準備会で、地域移行の運営主体の設立に向けた基本方針、運営や費用などの様々なことについて協議を行うこととしております。

ご質問の部活動と地域クラブの指導者との関わりにつきましては、平日は部活動の顧問が、また、土日等の休日は地域移行の指導者が指導を行うこととなりますので、当然、指導の内容や方法、活動の目標などを共有する必要があるとあり、指導者間のコミュニケーションが大変重要であると考えております。

次に、地域移行における指導者の資質についてのご質問ですが、地域移行後の指導者には、

競技等の指導などに加え、精神的にも成長期である中学生に対する指導や接し方の知識などが必要と考えます。令和4年6月にスポーツ庁の有識者会議がまとめた運動部活動の地域移行に関する検討会議での提言には、指導者の質の保障として、「指導者資格の取得や研修の実施の促進」とあり、今後、国等から示される内容を踏まえ、その対応について運営準備会において検討を行ってまいります。

続きまして、指導者の確保につきましては、坂城町、千曲市の体育協会やスポーツ少年団、文化協会などを中心に指導の協力についてのご意向を確認しており、必要な人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

教員の兼職・兼業につきましては、国の令和2年9月の指針において、教員の地域移行後の指導に対し、兼職・兼業が認められております。兼職・兼業の運用にあたっては、休日の指導を希望する教員の申請により教育委員会が許可をする仕組みとなっておりますので、教員本人の意思を十分に確認し、この指針に準じて運用してまいりたいと考えております。

次に、県の指針を遵守できるかのご質問につきましては、町の中学校での部活動は、千曲市と坂城町の教育委員会で更埴地区中学校部活動大綱を設け、1市1町の中学校で足並みをそろえ、県の指針に基づき部活動に取り組んでおります。地域移行後につきましても、県の指針や大綱を遵守する中で、生徒の健康等に配慮した活動となるよう運営準備会において協議を行ってまいります。

続きまして、ロの地域移行後の保護者の負担につきましては、これまでの部活動では、大会への参加費や用具の購入費などの費用を部費として保護者にご負担いただいておりますが、指導料、保険料については保護者の負担はありませんでしたが、地域移行後につきましても、指導者への謝礼やスポーツ保険料なども加わり、保護者の負担が増えることが想定されるところでございます。

令和2年9月の国の指針では、地域移行における費用負担は保護者が負担することが適切であるが、国等による支援方法について検討するとされ、これを受け、スポーツ庁と文化庁では、国の令和5年度予算概算要求に部活動の地域移行に向けた支援として約102億円が計上されたとの報道がありました。

今後、地域移行に係る費用負担につきましても、国や県から地域移行に向けた支援など様々な方向性が示されると思われましますので、これらの動向に注視し、交通費を含めた保護者の負担について、運営準備会において協議をしてまいりたいと考えております。

次に、ハの事故等の責任の所在はについてお答えいたします。

地域移行後に組織される運営主体についての責任の所在等につきましても、国等により今後示される内容を確認し、組織の役割や責任の所在などにつきましても、他の組織の状況などを勘案し、運営準備会の中で協議してまいりたいと考えているところでございます。

中学の部活動の地域移行につきましては、学校の部活動と地域のスポーツ、文化芸術等が連携することで、生徒の学校内外の活動が豊かなものになるような体制づくりを千曲市と協働して進めてまいりたいと考えております。

2番（大森君） イからハまでご答弁いただきました。2回目の質問をさせていただきます。

指導者の質をどう確保するか、見極めるかという点について、日本スポーツ協会というところが一応の方向性を出しているということでありますけれども、指導者資格の取得や研修の実施の促進ということをおっしゃっております。これはまだこれからですよ。来年度4月から始めるというわけですから、これではちょっと遅いんじゃないですかねということが一つあります。その点について、そういう資格や研修がないまま移行していくということでもいいんですか。それをまず確認したいということ。

もう一つは、千曲、坂城のそれぞれの学校の指導者、先生方と足並みをそろえて行っていくというご答弁でありました。一つは部活で、自分の専門という経験していないスポーツを担当する、あるいは全く運動部をやったことがない先生が、顧問として何かのスポーツの顧問に充て職みたいになるという方も中にはいらっしゃると思うんですが、先ほどそういう答弁もあったかと思えます。そういう点について、坂城中の先生の担当者の皆さん、スポーツ、部活を担当している皆さんのご意見などはお聞きされたかどうか。その2点をちょっとお尋ねいたします。

教育文化課長（長崎さん） 指導者の確保につきましては、県・国等において資格や研修などが今後されていくと思われれます。4月の導入にあたっては、まだその資格取得や研修などが行われていない状況も想定されますが、現段階では、スポーツ少年団や体育協会などの指導者、また教員の兼職・兼業などによる指導者についてを検討しておりますので、そういった形の中でスタートできればと考えております。

また、先生方への意見聴取につきましては、この8月に千曲市、坂城町にある中学校の全教員を対象に地域移行についての説明をさせていただいたところでございます。坂城中学校につきましては、8月上旬に校長、教頭等に地域移行についてご説明をしたところでございます。

意見といたしましては、地域移行につきましては、現在も中学校で合同の練習会などを行っており、地域移行への移行は子どもたちにとっては抵抗がないのではないかと、また、保護者等の負担の軽減を町・市で検討をしていただきたいなどのご意見がありました。

2番（大森君） ご答弁ありがとうございました。先生方もこの地域移行については承知されているということだと思います。指導者の資格の取得や研修の実施について、結局は見切り発車ということになるんですよ。これはちょっと問題じゃないかなというふうの一つ指摘せざるを得ないんじゃないかなというふうに思います。

子どもの教育の場でもあるし、これから人間形成する上でも大事なところですので、見切り

発車は極力避けるということが必要だというふうに思います。これは、町でできるかどうかということがあると思うんですが、その辺はちょっと指摘だけはせざるを得ないと思います。

それからもう一つは、例えば戸倉上山田中なんかはサッカーが結構強いというふうに聞いておりますけれども、坂城町のサッカー部と戸倉上山田中学校のサッカー部、当然ほかの学校のサッカー部の皆さんが集まってくるわけですが、今の大会なんかも、学校単位が基本でまだやられていますよね。そういう場合に、戸倉上山田中学のサッカー部が地域移行するのかどうかということが心配、なるのかどうか。それは当然これから準備していく相談の中で出てくると思うんですけれども、戸倉上山田中以外の中学校のサッカー部は地域移行へ移ると。だけど、戸倉上山田中は今そういう段階じゃないと。何とか全国大会を目指してやりたいというようなこともあって、戸倉上山田中だけでやりたいということもあるんですね。そういう移行はしないということも認められるということなんでしょうか。ご答弁願います。

教育文化課長（長崎さん） 地域移行後の運営主体に関わる加入につきましては、生徒の希望する競技について、ご本人と保護者の下加入をするものになります。戸倉上山田中学校のサッカー部が加入されるかどうかにつきましては、現時点では、こちらのほうでは把握していない状況でございます。

2番（大森君） わかりました。だから、それぞれの部活の主体である子どもたちや保護者も兼ねて、全体の中で戸倉上山田中の皆さんと相談して地域移行するかどうか。来年4月以降、そういうふうになるかどうかは、まだわからないということが当然あると思いますが、地域移行しないで継続するというのも認められるということでもいいのかなというふうに思います。

あと、責任の所在についてなんですが、説明資料を見ますと、教育委員会の教育長が1人あって、その下に事務局やらと運営委員会ですかね、そういうものがあるんですが、万が一、こんなことはあってはいけないのですが、事故なりがあって訴訟になるような、こういうような事例があったときに、結局その責任の所在はどこになるのか。それは明確にはなっているかと思いますが、その点はいかがでしょうか。

教育文化課長（長崎さん） 再質問にお答えいたします。責任の所在につきましても、現在運営準備会が組織されておりますので、その中で運営や責任の所在、費用負担、様々なものについて今後協議を進めてまいりたいと考えております。

2番（大森君） もう一度ちょっとお聞きしたいんですが、これはどの組織が地域移行を主導しているのでしょうか。その点についてちょっとはっきりさせたいと思います。だから、責任を持っているところが、地域移行への促進を準備して集めてやっていると思うんですよね。だから、集めて体制ができたので、教育委員会は離れますということになるんですかね。その辺がちょっとはっきりしていないので、ちょっと説明をお願いいたします。

教育文化課長（長崎さん） 地域移行につきましては、千曲市と坂城町と協働で進めているもの

でございます。運営主体の事務局等につきましても、主体ができました以降も、千曲市と坂城町で事務局等を行う中で責任を持って運営をしていきたいと考えております。

2番（大森君） 最終責任は、町と千曲市の教育委員会だということでもいいかと思いますが、わかりました。

それでは、次の質問に入りたいと思います。

3. 交通弱者の支援の充実は

イといたしまして、デマンドタクシーの実証実験の状況はで質問をいたします。

乗り合いタクシー、デマンドタクシーというのがこの4月から実証実験が始まりました。そして約半年、5か月が過ぎておりますが、この間の実績はどうだったのでしょうか。登録者数、利用者の延べ人数等についてご答弁願いたいと思います。

次に、スタート時点の利用者目標、いわゆる予算を組む上で、何人くらいが利用されるかというようなことも一応想定しての予算計上だと思うんですが、そのときの登録者の目標人数や利用者について、どんなように設定されたのかお尋ねします。

次に、立ち寄る施設や希望する場所、デマンドの表を見ますと、行く場所というか停留場所というのが明記されております。こういうところに止まるわけですが、そのほかにそこに載っていないほかのところへ行ってほしいとか、あるいは利用者の新たな要望、また改善なんかの意見がもしあれば、どのようなことがあるのかお尋ねいたします。

次に、デマンドタクシーの運行を請け負っていただいている運送業者の本業への影響がちょっと心配されるんですが、これについてはどのように捉えておられるのでしょうか。

次に、現在、循環バスとデマンドタクシーということで2系統が町内を運行しております。循環バスの影響はあるのかどうか、その辺についてお尋ねいたします。

1回目の質問といたします。

建設課長（関君） 3. 交通弱者の支援の充実は、イ. デマンドタクシーの実証実験の状況はのご質問にお答えします。

デマンド交通の乗り合いタクシーにつきましては、本年4月より道路運送法に基づきまして町内のタクシー運行事業者の協力の下に、最長3年間の予定で実証実験を開始したところでございます。

運行計画では、利用対象を75歳以上の高齢者としまして、利用料金を1回500円、既存のタクシー車両を使って、土日を除く平日の午前9時から12時までの3時間、それから午後1時から3時までの2時間の合計5時間において運行しております。

利用にあたっては、事前に利用者登録をしていただきまして、自宅から買物や医療機関など、指定された停留所までの間を予約をいただいた複数の方が乗り合いにより運行するものでございます。

4月から8月までの状況ということでございますが、まず、利用者の登録人数につきましては、今年3月から利用登録の募集を行いまして、3月末時点では48人、運行開始後の4月末の時点では累計で109人で行いました。その後も毎月登録申込みをいただいております、8月末現在で170人と、順調に増加している状況でございます。

性別では女性が83%となっております、登録者の住所につきましては、坂城地区が38%、中之条地区12%、南条地区29%、村上地区が22%、登録者の平均年齢につきましては83.6歳となっている状況でございます。

また、登録者の運転免許の保有率につきましては、11.7%となっておりますので、運転免許証を持ってない高齢者の貴重な交通手段にもなっているのかなというふうにかがうところでございます。

また、乗り合いタクシーの利用者数の数でございますが、延べで4月の150人から5月は200人、6月が231人、7月が242人、8月が241人と順調に推移しているところでございます。8月までの5か月間で延べ1,064人となっております、4月からの運行開始以降、全ての運行日に予約をいただいているという状況でございます。

なお、利用先としましては医療機関が一番多く、続いて商店などの買物、金融機関、駅、公共施設の順になっております、利用時間につきましては、午前中の3時間が全体の7割を占めている状況でございます。

続きまして、スタート時点での利用者目標についてでございますが、今年度は一月の利用人数を約200人程度の運行として見込んでおりましたので、現段階では想定を大幅に上回る状況となっております。

利用者の新たな要望や改善の要望があるかといったご質問でございますが、利用者の中には、買物をする際に売場面積が広い店舗だけではなくて、小回りが良く、お総菜のものも小さかったりだとかするコンビニエンスストア、そういったものも加えてほしいという意見もございました。

現在、実証実験期間中でありますので、今後開催する地域公共交通会議等において、運行事業者の立場からも報告をいただく中で、陸運局と協議を行う中で許可をいただきまして、2年目の実証実験の運行計画を策定していく予定となっております。

しかし、利用者からの要望をお聞きする中で、すぐに改善できる内容等につきましては、把握ができるかとかいろんなことがあるんですけども、公共交通機関として改善できる場合、そういったものは速やかに対応しているところでございます。

運行事業者の本業への影響ということのご質問でございます。運行時間を平日の日中5時間と限定しているところでございまして、人員また車両の確保、こういったものについて支障を来している状況はありませんので、順調に運行を行っている状況だということでお聞きしてお

ります。

最後に、循環バスへの影響はどうかといったことについての質問でございますが、町の循環バスは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響もございまして、全体的には利用者の減少傾向が続いておりますが、循環バス利用者は、びんぐし湯さん館の利用が多いことから、乗り合いタクシー運行に特段の影響はないものと考えております。

現在のところ、乗り合いタクシーと循環バス利用者のすみ分けがされている状況でございますが、今後も、コロナ禍の中で乗り合いタクシーの実証実験運行期間中にどのような影響があるか注視してまいりたいというふうに考えております。

いずれにしても、新たな公共交通システムとしてのデマンドによる乗り合いタクシー事業を、より多くの皆さんにご利用いただくとともに、町としましては、3年間の実証実験期間がありますので、そういうものを通じてより利用しやすい、そういった仕組みづくり、そういったものを検討してまいりたいというふうに考えております。

2番（大森君） るるご答弁いただきましてありがとうございます。2系統で運行されているということの中でも、それぞれ今のところは順調に滑り出しているなというふうに確認いたしました。

やはり、希望する場所がいろいろと広がってくるということがあるかと思うんですが、コンビニなんかは本当に寄りたいなという感じはしますけれども、これは結局、来年度陸運局から許可をいただかなければできないということなんですかね。それについてもう一度ちょっとお答え願いたいと思います。まず、それについてご答弁をお願いします。

建設課長（関君） 再質問にお答えさせていただきます。まず、停留所の関係につきましては、停留所がここになりますよということも含めて陸運局のほうに申請をして、許可をいただいているということがございます。

実証実験を1年ごと更新していくんですが、そのたびに陸運局に、このところに停留所を増やしていきますということの申請をしていかなければならないということがありますので、現時点では、例えばコンビニエンスストアを拡大していくということになりますと、そういった陸運局の許可が必要という形になりますので、公共交通会議だとかそういったところで協議をする中で、必要であれば来年の4月以降に申請できればというふうに考えております。

ただ、バス停の中で、例えばバス停がわかりづらいですとか、そういったご意見もお聞きする場合もございます。それは許可の権限とは全く違った詳細な部分でございますので、そういったものにつきましては、その都度対応できるものについては対応していきたいというふうに考えております。

2番（大森君） ぜひ、利用者の希望どおりをお願いしたいというふうに思います。

次に、想像するのが、できれば全町を自由に行きたいということで、もっと拡大できないか

という意見もあるんですが、それについての点はどうお考えになっているかということと、もう一つは、ここで聞くまでもなかったんですけども、せっかくですのでちょっとお聞きしますが、登録者は例えば1軒、ご夫婦であってもお二人が登録しなきゃいけないのか、あるいは代表のどなたかが登録するだけで、家族とかご夫婦で利用できるようになるのか、その辺はいかがなんでしょうか。

建設課長（関君） 再質問にお答えさせていただきます。まず、今回進めているものが地域公共交通だということが大前提にあるかと思います。通常のタクシー事業とは違ったものという考え方が大前提にあるということ。その中で、利用者がなるべく利用しやすいところ、そういうものを探していくということかなというふうに考えております。

次に、ご家庭の中で例えばお父さん、お母さんそれぞれが登録しなければいけないのか、家族で1枚登録すればいいのかというご質問ですけども、それにつきましては、それぞれ個人の方がそれぞれ登録をしていただくという形になっております。

2番（大森君） いろんな質問に事細かくご答弁いただきましてありがとうございます。時間も迫ってまいりましたので、一般質問についてはこれで終わっていきたいと思います。

最初に質問させていただきました国葬の問題、それと元統一教会の問題、これらについてですけども、安倍元首相の国葬を一番喜ぶのは元統一教会の団体ではないか、現在追い詰められている旧統一教会、この団体は、自分たちを認める安倍元首相の国葬で再起することになるのではないのでしょうか。岸田首相が統一教会と自民党の関係を本気で絶つのであれば、まず国葬をやめることではないかと思います。

以上で私の質問を終わります。

議長（小宮山君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時06分～再開 午前11時16分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

次に、4番 柘津明子さんの質問を許します。

4番（柘津さん） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問いたします。

1. 有害鳥獣対策について

有害鳥獣による被害の原因は、様々な要因が複合的に絡み合うことにより深刻化しています。高齢化率の上昇、農家総数の減少、耕作面積の減少、猟友会会員の減少など、決して野生鳥獣が昔と違って凶暴化したのではなく、人間社会の変化が鳥獣被害の増加をもたらしたということが容易に推測されます。有害鳥獣の目撃情報や農作物の被害などがある中、なかなか解決策が見えてきませんが、被害の拡大を防ぐ策はやはり必要です。

そこで、イ. 野生動物の出没状況について。

この時期になりますと、有害鳥獣の目撃情報や農作物被害の話が頻繁に聞くようになります。野生動物の足取りを全て追うことは難しいですが、町民の生活を守るために、ある程度の確かな情報が必要であり、その情報が自らの命を守る備えと行動になるかと思えます。

そこで、6点お尋ねいたします。

1点目として、過去3年における野生動物の出没状況はどうなっているのでしょうか。

2点目として、目撃や被害の多い地区はどこでしょうか。

3点目として、過去3年間の捕獲頭数はどうなっているのでしょうか。

4点目として、野生動物の出没情報をどのように把握しているのでしょうか。また、猟友会とはどのように連携しているのでしょうか。

5点目として、連日出没情報が「すぐメール」で配信されていますが、配信の基準はあるのでしょうか。また、「すぐメール」を登録していない人のために、放送による伝達を行ったらどうでしょうか。

6点目として、野生動物による農作物への被害は把握しているのでしょうか。

次に、ロ．野生動物被害を防ぐ取り組みについて。

秋になりますと、冬眠の準備に追われる熊が餌を求めて活発になります。熊だけはありませんが、これからブドウとリンゴなどたくさんの果樹類の収穫期を迎え、被害の可能性が高くなっていきます。

そこで、被害を最小限にするための取組についてお伺いいたします。被害を防ぐための野生動物を寄せつけない取組は行っているのでしょうか。また、それに対する支援制度はあるのでしょうか。ご見解をお尋ねいたします。

商工農林課長（竹内君） 柘津議員さんの有害鳥獣対策についてのご質問にお答えいたします。

野生鳥獣につきましては、近年、里山における住民活動が減少し、手入れがされなくなってきたことや、山あいの耕作放棄地が増加していることなどを要因として、野生鳥獣の生息環境が変化してきており、人里における目撃情報や、農作物の被害報告が多く寄せられているところでございます。

初めに、野生動物の出没状況であります。住民の方から通報がなされないケースもあり、正確な数字は把握できておりませんが、町に通報や相談がありました被害情報や目撃情報を基に過去3年間の件数で申し上げますと、令和元年度が35件、令和2年度には39件、昨年度は49件でありました。今年度は、8月末の時点で40件の情報が寄せられておりますので、やや増加傾向となっている状況であります。

なお、通報のあった野生動物の種類につきましては、イノシシやニホンジカ、熊などの大型獣をはじめ、タヌキやキツネ、ハクビシンなどの小型獣、またカラスなどの鳥類であります。

目撃情報や被害情報の多い地区につきましては、山あいの地区での情報が多く寄せられてお

りますが、住宅地においても小型獣による被害や目撃の情報が近年多くなってきており、小型獣が生息しやすい空家が増えてきていることなどが要因と推察されます。

次に、過去3年間の有害鳥獣の捕獲頭数を申し上げますと、令和元年度では、ニホンジカ、イノシシ、ハクビシン、熊など合わせて126頭を駆除し、令和2年度では同様に121頭、昨年度は108頭駆除しております。

なお、野生動物の出没状況の把握につきましては、地域の方からの目撃情報や被害情報により、町猟友会と町職員が協力して出没状況を確認し、大型獣が出没した際は、わなやおりの設置を行って捕獲をしているほか、千曲警察署とも連携して周辺にお住まいの方への注意喚起やパトロールも行っているところであります。

一方、小型獣による被害などの連絡があった際は、出没状況を確認し、小型獣用のおりが常に管理できる環境下にある場合には、おりの貸出しを行い捕獲に努めております。

また、町猟友会と連携した取組としましては、町猟友会へ鳥獣被害対策実施隊として有害鳥獣の駆除を委託しており、年間を通じて、おりやわな、銃による駆除を行っております。

次に、「すぐメール」での配信基準につきましては、目撃情報や被害情報を基に出没状況を確認し、大型獣がまだ周辺に生息していることが予想され、近くにお住まいの方々へ危険が及ぶおそれがある場合や、児童や生徒の通学に危険が生じるおそれがある場合には、「すぐメール」による周知のほか、必要に応じて屋外スピーカーによる注意喚起を行っております。

また、「すぐメール」に登録されていない方については、出没地区周辺において千曲警察署と協力して注意喚起を行うとともに、防災行政無線の定時放送やホームページでの出没情報や注意喚起を行っております。

次に、農作物への被害状況につきましては、農家からの被害の連絡や町猟友会への聞き取りにより把握をしているところでありますが、主な被害はイノシシやニホンジカ、熊など大型獣による米や野菜、果樹の食害のほか、近年ではハクビシンやアナグマなど小型獣による野菜や果樹への食害や、カラスなど鳥類による果樹への被害なども多くなってきております。

続きまして、ロ. 野生動物被害を防ぐ取り組みについてお答えします。

有害鳥獣を寄せつけない取組としましては、捕獲、防除、環境整備を組み合わせた総合的な取組が重要であります。また、町のみで行うのではなく、町猟友会や地元自治区、農家の方々など町民の皆様にご協力をいただき、地域が一体となって進めることが必要であります。

まず、捕獲対策につきましては、鳥獣被害対策実施隊として、町猟友会による駆除を行うほか、地元自治区と町猟友会、そして町が協力して有害鳥獣の駆除を行う集落捕獲隊による駆除を行っております。

集落捕獲隊は、地元区の被害状況や出没状況に応じて、町猟友会がわなやおりを設置し、地域住民がパトロールを行い、有害獣がわななどにかかった場合には、役場に通報し、町猟友会

と町職員が協力して駆除するものであります。

この集落捕獲隊の取組につきましては、行政協力員会において事業内容を周知させていただき、有害獣被害に苦慮している地域での活用を促しているところであります。

次に、防除対策につきましては、区を主体とした地域の皆様にご協力をいただき、山沿いへの侵入防止柵の設置を推進しております。

侵入防止柵は、山と人里とを広域的に隔てることにより有害獣の侵入を防ぎ、農業生産の安定や住民生活を守ることを目的として、平成25年度に上平区で設置が開始され、小網区、網掛区へと続き、昨年度からは南条地区の入横尾で設置が開始されました。

侵入防止柵が設置された地区では、農地や人家付近での有害獣の出没が減少し、地域の皆様からは十分に効果があったとの声をお聞きしておりますので、未設置の地域においても、侵入防止柵の効果を説明し、ご理解をいただく中で、今後も侵入防止柵の設置を推進してまいりたいと考えております。

防除対策では、このほかにもおのおのの農家で行う対策にも支援をしており、電気柵やワイヤーメッシュなどの防護柵設置における購入費の補助を行い、農業被害の軽減を図っているところであります。

三つ目の環境整備につきましては、捕獲、防除と併せて行う重要な対策であります。餌となり得る残渣や収穫されないで残っている果実など、有害鳥獣を呼び寄せるきっかけとなり、また、耕作放棄地や荒れた山林などは鳥獣のすみかとなってしまいます。農地の適正な管理や里山の森林整備は重要な鳥獣被害対策であることから、町では鳥獣被害を減らすという観点からも、耕作放棄地の解消に係る費用の一部を助成するとともに、里山地域での有害鳥獣の発生源となり得る森林がないかパトロールを行っているところであります。

今後も、町猟友会や地域の皆様のご協力をいただく中で、捕獲、防除、環境整備の対策を軸として、有害鳥獣被害の軽減に努めてまいりたいと考えております。

4番（柁津さん） 担当課長よりご答弁いただきました。1点、再質問します。目撃情報や出没時の幼保小中への連絡体制はどのようになっているのでしょうか。ご見解をお尋ねいたします。

商工農林課長（竹内君） 再質問にお答えいたします。有害鳥獣の目撃情報や被害情報があった際は、町と町猟友会において出没状況など現地確認を行い、住宅地に近く、小中学校の児童や生徒の通学に危険が生じるおそれがある場合には、町教育委員会を通じて各学校へ情報提供を行い、集団下校などの対策を取っていただいております。

また、保育園や幼稚園につきましても、園外保育等で里山周辺に出かけることもございますので、こちらも町教育委員会を通じて情報提供を行い、注意喚起を行っているところであります。

4番（柁津さん） 担当課よりご答弁いただきました。鳥獣被害対策で大切なことは、町民に協

力をお願いし、鳥獣を寄せつけない環境づくりだと思います。日頃の自分の行いが鳥獣を寄せつける原因となっていないかを確認し、必要に応じて対策を取っていかねばなりません。

被害を減らすことに成功している地域の対策として、大切なことは三つあるそうです。一つ目に、野生動物を人里に誘因する最大の要因である餌、つまり放任果樹、作物残渣等の除去。二つ目に、野生動物の行動を考慮した正しい柵の設置と点検、補修。三つ目に、加害個体を対象とした捕獲だそうです。この三つを取り入れ農地への侵入を防止し、周辺環境管理を行い、最小限の被害で済むことを望みます。

また、町民の皆様にも目撃情報、被害情報などを迅速に役場に通報するよう、町からも積極的な働きかけをしていただきたいと思います。

次に、マイナンバーカードについて。

デジタル庁は、行政のデジタル化を進めるため、社会全体のデジタルトランスフォーメーション、すなわちDXを推進するための司令塔として創設されました。デジタル庁が発足した背景として、新型コロナウイルスの影響で日本経済が大打撃を受け、政府は必要な世帯への給付金を支給し、全国でワクチン接種の実施をするなど様々な施策を打ちました。

しかし、新型コロナウイルスの政府の対応では様々な問題が顕在化しました。例えば国民1人当たり現金10万円の給付の施策では、電子手続に関連トラブルが続出。また、ワクチン接種予約での混乱など、デジタル化の遅れが大きな問題となりました。

特に先進国と比較すると、デジタル化の遅れが顕著となっています。そのため、ポストコロナの新社会を目指すために、デジタル改革の推進が必要不可欠となりました。

また、これまで日本の省庁や自治体の情報システムは、縦割りの行政による相互のやり取りがスムーズにできない状態が続きました。

そこで、まず行政手続をデジタル化し、行政機関同士のやり取りもスムーズに行おうと動き始めたのがデジタル庁の発足した背景です。すぐにやってくる新・情報化社会への準備をこれから進めていかねばなりません。

そこで、イ. マイナンバーカードの交付状況は。

今後、デジタル化を進めていく上で、利便性の高いデジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及は必要不可欠です。そこで2点お伺いいたします。

1点目として、過去5年の年度末時点の交付枚数と交付率の推移はどのようになっているのでしょうか。

2点目として、最新の交付枚数と交付率はどのようになっているのでしょうか。

次に、ロ. 交付率を上げるための取り組みは。

2022年6月30日からマイナポイント事業が始まっています。マイナンバーカード新規取得で5千ポイント、健康保険証として利用申込みで7,500ポイント、公金受取口座登録

で7, 500ポイント、最大で2万ポイント、つまり2万円がもらえます。

町民サービスでより便利になる例として、7, 500ポイントもらえる公金受取口座の登録で、年金や児童手当、税金の申告の還付金、コロナウイルスによる国民全員に交付された給付金なども面倒な書類作成をせずにこの口座に入ります。

健康保険証利用の登録でマイナンバーカードが保険証になり、現在、病院や薬局で導入が進んでいる読み取り機で自分の治療歴や処方された薬の履歴が確認できます。セカンドオピニオンを求めて別の病院に行った場合に、希望すればそれまでの病歴、治療歴を共有することもできます。お薬手帳の必要もなくなります。

便利に費用を抑えて新たな仕組みを取り入れるには、まずは多くの人に利用する準備をしていただかないことには前に進めません。前に進むためのキーになるのがマイナンバーカードなのです。

そこで、3点お伺いいたします。

1点目として、交付率を上げるためにポイント付与の広報が効果的だと思いますが、どのようにしているのでしょうか。

2点目として、物価高の中、2万円相当のマイナポイントは非常に家計の助けになると思います。しかしながら、このポイントを受けるためには、マイナンバーカードの申請を9月末までに行う必要がありますが、期限までにカードの交付を進めるための取組はどのように考えているのでしょうか。

3点目として、15歳未満の子どものマイナポイントについて、どのように周知しているのでしょうか。また、自分でカードの申込みやマイナポイントの申請ができない人への対応はどのようにしているのでしょうか。ご見解をお尋ねいたします。

町長（山村君） ただいま、柘津議員さんから2番目の質問としまして、マイナンバーカードについてご質問がありました。私からは全般的なことをお答え申し上げまして、詳細につきましては担当課長から答弁いたします。

さて、今もるるお話がありましたけれども、マイナンバー制度は、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会を実現する社会基盤として、平成27年10月から住民票を有する全ての方に12桁のマイナンバーが付番され、平成28年1月からマイナンバーカードの交付が開始されたところであります。

当町における最新の交付枚数と交付率につきましては、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）の最新の速報値によりますと、8月31日現在、交付枚数が5,938枚で、交付率は41.22%となっております。県の平均よりちょっと上くらいの感じです。

交付率を上げるための取組といたしましては、マイナンバーカードの発行が開始された当初から、仕事等で平日の受け取りができない方のために、毎月第2・第4土曜日の午前9時から

午後3時までの間、窓口を開けて交付の手続を行っているところであり、平日の受付窓口についても午後6時半まで時間を延長するなど、住民の皆様が受け取りやすい窓口対応を行っているところでもあります。

また、マイナンバーカードの申請自体は常時行っていただくことができますが、現在、国のマイナポイントの第2弾として、今年9月末までにマイナンバーカードを申請された方は、最大で2万円分のマイナポイントを受け取ることができる制度が展開されているところでもあります。家計的にも非常にインパクトのあるキャンペーンであり、町といたしましても、チラシの配布や「広報さかき」及び町ホームページへ掲載するとともに、防災行政無線により広く周知に努めているところであり、残り1か月を切る中で、このメリットをもう一度お知らせしながら、さらなる周知に努めてまいりたいと考えております。

さらに、マイナンバーカードに係る出張窓口を、新型コロナワクチンの接種会場や選挙における期日前投票所などのほか、先月15日に開催しました「二十歳のつどい」の際にも開設し、その場でマイナンバーカードやマイナポイントについて説明する中で申請をしていただいたところでもあります。今後におきましても、直接申請していただける機会を設け、交付率向上に努めてまいりたいと考えております。

こうしたポイントの付与とともに、マイナンバーカードを作っていただくメリットとしましては、マイナンバーカードは顔写真付きの公的な身分証明書となり、運転免許証と違い、どなたでも取得していただくことができます。

また、確定申告をはじめ子育て等に関する手続など、各種行政手続もオンラインで申請いただけるほか、公金受取口座を登録いただくことで、年金や児童手当などを申請する際の手続が簡素化されるといった利点もございます。

昨年10月からは、健康保険証としての利用が本格運用され、病院や薬局の受付で健康保険証を提示する代わりにマイナンバーカードを用いることができるようになったところでもあります。

現時点では、利用できる医療機関がまだ少ないとのことではありますが、今後、対応する医療機関が順次拡大されていくものと思っております。

さらに、当町におきましても、今後、コンビニエンスストアで住民票などの公的証明書を取得することができることとなります。このコンビニ交付サービスにつきましては、来年1月末のサービス開始を目途に現在準備を進めており、カードの利便性をより実感していただけるものと考えております。

町といたしましても、マイナンバーカードの利便性についても広く啓発する中で、住民サービスの向上及びデジタル化の推進といった観点からも、さらなるマイナンバーカードの普及促進に努めてまいりたいと考えております。

住民環境課長（竹内君） 私からは、イのマイナンバーカードの交付状況はのうち、交付枚数と交付率の推移についてお答えいたします。

過去5年間の年度末時点の交付枚数と交付率の推移であります。累計で申し上げますと、平成29年度末が1,093枚で交付率7.21%、平成30年度末が1,253枚で交付率8.34%、令和元年度末が1,530枚で交付率10.29%、令和2年度末が3,351枚で交付率23.01%、令和3年度末が5,510枚で交付率37.54%でございます。

最新の交付枚数と交付率につきましては、先ほど町長が申しあげましたとおり、8月31日現在、交付枚数5,938枚で交付率41.22%となっております。

なお、マイナンバーカードの申請にあたりましては、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から、マイナンバーカードをお持ちでない方を対象に、二次元バーコード付きのマイナンバーカード交付申請書が順次送付されておりますので、この機会にぜひマイナンバーカードの申請をお願いいたします。

申請の方法は、スマートフォンやパソコンによるインターネット申請、郵送による申請、証明写真機からの申請のうち、いずれかの方法で申請していただけますが、役場住民環境課窓口にお越しただけであれば、申請に必要な写真をその場で撮影し、そのまま申請手続きをしていただけるサポートを行っております。スマートフォンやパソコンの操作に慣れない方や、申請のやり方がわからない方、写真が用意できないなど、ご自身での申請が難しい方は、お気軽にご利用いただきたいと思います。

また、交付申請書がない場合でも役場の窓口で即時に発行できますので、ご希望の方は本人確認のできる証明書を持参の上、ご来庁いただきますようお願いいたします。

マイナンバーカードの受け取りについては、申請をいただいた日から1か月くらいで、交付準備ができた方へ、はがきによる交付通知書をお送りいたしますので、交付通知書に記載の必要書類を持参の上、住民環境課の窓口へお越しいただきますようお願いいたします。

企画政策課長（伊達君） 私からは、ロの交付率を上げるための取り組みはに係るご質問のうち、ポイント付与の広報に関してと、子どものマイナポイント手続きやご自分で申請ができない方への対応についてお答えをいたします。

まず、マイナポイント制度につきましては、マイナンバーカードの普及促進、官民キャッシュレス決済基盤の構築、消費の活性化を目的として、国が令和2年9月から実施している事業でございます。

創設当初の第1弾では、マイナンバーカードを取得した個人が、マイナポイント事業に対応したキャッシュレス決済サービスのうち、ご自分が使用する決済サービスを選択して申込みを行い、チャージまたはそれを利用して買物をすると、5千円分を上限としてチャージ額または

買物額の25%のマイナポイントを受け取ることができるもので、令和3年3月末までが期限とされておりましたが、期限が延長され現在も実施されているというところがございます。

さらに、今年の6月末から受付が開始されましたマイナポイント第2弾では、マイナンバーカードの健康保険証としての利用申込みで7,500円分、給付金などの公金受取口座の登録でさらに7,500円分のポイントを受け取ることができ、第1弾のカードの新規取得のポイント5千円分と合わせ、最大で2万円分のポイントの付与を受けることができるようになりました。

このマイナポイントは、各個人が選択したキャッシュレス決済サービスに対応したポイントとして取得でき、来年2月末までにマイナポイントの申込みをした方に限りご利用いただくことができるというものでありますが、選択するキャッシュレス決済サービスによっては、申込みの期限や取得したポイントを使用できる期間が異なりますので、注意していただく必要がございます。

答弁が前後いたしますけれども、先に15歳未満の方の手続、それとご自分で申請できない方への対応からお答えをいたします。

マイナポイントにつきましては、その規約上、カードを取得されたご本人名義のキャッシュレス決済サービスでポイントを申し込むということが原則となりますが、ご質問にございました15歳未満の子どものマイナポイント手続におきましては、自身での申込みが困難な場合は、本人に代わって親御さんなど法定代理人が申込みを行い、その法定代理人名義のキャッシュレス決済サービスでマイナポイントの申込みをすることができるとされております。

ただし、この場合におきましても、同じキャッシュレス決済サービスに複数人のマイナポイントを合算して付与することはできないため、例えば、お子様の分のマイナポイントを申し込む際に、既に親御さんご本人がマイナポイントを申し込まれているといった場合には、ポイント付与の指定をされた電子マネーやクレジットカードなどとは別のキャッシュレス決済サービスで申込みをいただく必要があるということでもありますので、ご留意をお願いしたいと思います。

マイナポイント申込みの手続は、個人のスマートフォンやパソコンなどから直接行うこともできますし、コンビニエンスストアやデパートなど様々な場所にも手続スポットが設置されております。

また、町では、手続に際してマイナンバーカードの読み込みができないなど、ご自身で申込みの手続ができない方等への支援として、企画政策課窓口において、職員が申込み手続のサポートを行っており、先月8月は1か月で155件のサポートを行ったところでございます。

そのほか、それぞれのキャッシュレス決済サービスを提供している携帯電話の販売店などで

も支援を実施しているほか、県では今月末までの取組として、日時を決めて県内の大型商業施設等でマイナンバーカードやマイナポイントの臨時申込窓口を開設する予定となっております。

広報面でのご質問でございますが、マイナポイント制度につきましては、これまで15歳未満の方の対応を含め、国が行っている広報のほか、町長からも答弁を申し上げましたとおり、町でも窓口へのパンフレット設置やホームページ、「広報さかき」、防災行政無線を通じたお知らせのほか、ワクチン接種会場や各種イベント会場等において積極的に制度の周知を行ってきたところでありますが、マイナポイントをお申し込みいただくためのマイナンバーカードの申請期限が今月末と迫ってきております。

町といたしましても、マイナンバーカードの一層の交付につながるよう、15歳未満の方の手續、これはもちろん含めまして、様々な媒体を活用する中で、さらなる制度の周知に努めますとともに、町民の皆様の申込み等に際し丁寧なサポートを心がけてまいりたいと考えておりますので、まだカードをお持ちでない皆様は、ぜひこの機会に申請をしていただきますようお願いを申し上げます。

4番（柗津さん） 町長、担当課長よりご答弁いただきました。デジタル社会の実現をさせるためのコア中のコアは、国民全員に統一のIDを割り当てることだと思います。世界的に見ますと、統一IDなしで暮らせない社会になっている国があります。アメリカは社会保障番号、韓国は住民登録番号、デジタル行政で有名なエストニア、ドイツ、カナダ、シンガポールなど、先進国の中では統一IDなしでは何もできない国のほうが多数派になっています。

日本は巨額の税金を投入して住基ネットナンバーなど、何度もシステムだけをつくっていましたが、うまくいきませんでした。その原因は、日本では統一IDを使わなくても日々の暮らしに困らないからです。

私の姉が住むアメリカでは、社会保障番号がなければ家を借りることも、銀行口座をつくることもできず、免許取得、大学入学時にも必要だそうです。近い将来、統一IDなくしては暮らせない社会になることが予想されます。

当然、マイナンバーカードにもデメリットはあります。一つ目として個人情報の漏えいリスク、二つ目としてセキュリティー体制への不信感、三つ目として銀行口座とのひもづけへの不安、この3点が代表かと思えます。しかし、何事にも必ずメリット、デメリットはあるはずで

す。

現状では、マイナンバーカードの発行は義務ではなく任意です。今の段階では保持していても不便を感じる場面はほとんどありません。しかし、今後マイナンバーカード1枚で転職、求職、退職などにおける社会保障や、年金などの手續もマイナンバーカードがあれば円滑に実施できるよう環境整備が進んでいます。

町ではコロナワクチン接種会場、期日前投票の会場、防災訓練の会場等で積極的に普及活動

をしていただきました。今後、9月末までのカード申請、来年2月末までのマイナポイント付与の締切りまで、さらなる普及活動とポイント付与に関する手続のサポートをお願いしたいと思います。

以上で私の一般質問は終わります。

議長（小宮山君） ここで、昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。
(休憩 午前11時53分～再開 午後 1時30分)

議長（小宮山君） 再開いたします。

次に、14番 中嶋 登君の質問を許します。

14番（中嶋君） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

さて、我が国日本におきまして、コロナコロナで3年目、私も4回目のワクチンを先だって受けてまいりました。

また、安倍元総理の国葬は、何億円かかっても行うようであります。森友・加計だとか桜を見る会はどうなったんでしょうね。たしかこの事件のとき、亡くなった官僚もいましたよね。トカゲの尻尾切りだと言った人もおりました。

人の命は大切に、金持ちも貧乏人も偉い人も偉くない人も同じで、差別なく平等だと教わってきましたが、果たしてそうでしょうかね。安倍総理の亡くなったことには弔意を表すものがありますが、その後、先ほど同僚議員も質問しておりましたが、旧統一教会と安倍総理との関係、自民党議員を中心とする旧統一教会の選挙運動を含めたギブ・アンド・テークの関係。国は韓国とは戦後最も犬猿の仲であると、ある意味国民をあおっておきながら、安倍総理、自民党の多くの議員が韓国の人がつくった旧統一教会とずぶずぶの関係だったとは、私も日本人として残念で情けないと、こう思うのは私1人だけでしょうかね。

そしてまた、日本の若者が大活躍をした東京オリンピック招致問題であります。安倍総理がマリオの格好をして、福島原発は完全に制御できたと世界に向けて発表をいたしました。そこへおもてなしを加えて勝ち取った東京オリンピックでありましたが、そのところは皆様周知のとおりであります。

これがまた最近、オリンピックのスポンサーで、これまた私の大好きなスーツを販売している日本一のチェーン店を展開している我が長野県出身のAOKIでした。それからまた横文字になってはりましたが、昔の角川文庫ですよ。よく私もあの本を読みました。言うなれば昔の角川書店、またここが賄賂を贈ったと、またえらいマスコミをにぎわしておるわけでありませう。

我が日本、どういう国になってしまうのでしょうか。もう少し時がたてば、これは歴史が証明するでしょう。

前段が長くなりましたが、さて、歴史が大切であるということがわかったところで、質問をさせていただきます。

①町の文化財対策は

(イ) 江戸時代の古文書は

町では江戸時代の古文書を多く収集してあると思いますが、その実績をお尋ねいたします。

(ロ) 明治・大正時代の文書は

江戸と同じように収集実績をお尋ねをいたしたいと思います。

(ハ) 昭和時代の文書は

私も昭和生まれであり、ここにいる多くの人も、全員ですか、昭和生まれかと思いますが、ついこの間、明治は遠くになりけり、明治100年なんて言うておりましたが、年号が昭和、平成、令和となる最近では、まさに昭和は遠くになりけり、昭和100年という時代となりました。まさに光陰矢のごとくであります。

そこで、戦前はもとより戦中・戦後の写真や日記、日用品などを収集していくことをご提案申し上げます。この辺のところも町のお考えをお尋ねしたいと思います。

最後、二といたしまして古文書の全町戸籍作成を。

我が町の殿であります村上義清公の書状は3通あると言われてはいますが、残念ながら我が坂城町には1通もありません。この辺のところは、私はこの3通がどこにあるか自分なりに調べてあります。いつか、100万円くらいなら買っていいかなと私は思っています。私が見るんじゃなくて、これは買ったらすぐ坂城町へ寄附を。議員の場合、寄附できませんから寄託ですかね。それをしようかなと思っていますが、なかなか3通、うまく手に入ればいいんですが、なかなか難しいでしょうな。

そうは言いましても、古文書はまだまだたくさん残っていると、この坂城町には。ということもお聞きしておるわけでありまして。まだ間に合うと。というのは、新しいうちを造ったり、代替わりしたときにみんな、今はちょっと千曲市になりましたが、昔で言うと、みんな葛尾に持っていつちまうだわなんていうようなことを言われたときもあったわけですね。でありまして、まだ今だったら間に合うよというお話を聞いておりますので、戸籍、全町リストですね、この時代に私は作成しておくべきだと思います。その辺の町のお考えはどうなのかお尋ねをして、第1回目といたします。

教育文化課長（長崎さん） 1. 町の文化財対策はのご質問について順次お答えいたします。

古文書は江戸時代以前に作成された文書で、特定の相手に何らかの意思を伝えるために書かれたものとして、当時の人間関係や社会背景など、町の歴史を知る上で非常に重要な史料であることから、平成25年に文化財センターに古文書資料室、閲覧室を開設し、収蔵体制の充実を図っているところでございます。

江戸時代の古文書と明治、大正時代の文書に関して、時代ごとの収集状況についてのご質問でございますが、現在、教育委員会で寄贈・寄託されている古文書につきましては、江戸時代などに役所的な職務を務めたお宅に残された文書などで、寄贈・寄託された古文書の中には、江戸時代以前のものや、明治、大正、昭和のものなどが混在しているものも多くあり、時代ごとの数につきましては把握できていない状況でございます。

教育委員会で収集している古文書の総数につきましては、江戸時代を中心に現在約3万7,300点であり、目録整理を終えて古文書等閲覧室で閲覧できる古文書は約2万6,300点でございます。

主なものは、上平の「大橋家文書」、南日名の「内山家文書」、苧屋原の「水出家文書」のほか、主に明治や大正、昭和時代で構成された文書、「坂城郵便局文書」、「旧春日邸文書」、新地の「山崎家文書」などがございます。

「旧春日邸文書」につきましては、大正9年に実施された第1回国勢調査に関する文書が含まれるなど、明治から昭和にかけて、人々の暮らしや社会を考察する上で非常に貴重な史料となっております。

また、令和3年度には新たに、上平の「久保速雄家文書」約6千点、中之条の「中島源雄家文書」約3,200点、網掛の「大井仁志家文書」約100点など合計9,600点を追加し、継続的に専門家の指導の下、整理、調査、研究を実施しております。

次に、ハの戦中、戦後の写真や日記、日用品の収集についてのご質問ですが、当時の生活のために使っていた道具などの民具につきましては、古文書などに残っていない人々の生活や歴史、文化などを知ることができるものでありますので、情報をいただく中で収集を行っております。

町でも、すきやくわ、戦後の半機械化された農具をはじめ、消防団の器具、食器類など多種多様なものを収集しており、食器類の中には戦争関連の記念品も収集されております。また、収集した一部の民具につきましては、坂木宿ふるさと歴史館及び文化財センターにおいて展示を行っております。

また、戦中、戦後の写真、日記などの私文書につきましては、古文書や民具の収集の際に、併せて寄贈・寄託を希望された方がおりますので、年代等に区分することなく収集をしております。

新地の「山崎家文書」の中には、山崎家が蚕の卵の飼育をする蚕種業を営んでいたことから、戦前の蚕種製造に係ることや、戦後の蚕種の製造・販売をしていた会社の経営状況などに係ることなど、戦後の復興期頃までの歴史的価値のある文書が含まれております。

古文書及び民具等の収集につきましては、引き続き広報誌などを活用して、広く町民の皆様にご協力をお願いしてまいりたいと考えております。

続きまして、二の古文書の全町戸籍作成をについてお答えいたします。

町内での本格的な古文書の所在調査は、町誌の編さんに伴い、昭和48年に組織された坂城町誌編さん委員会が主体となり行われたとお聞きしております。この調査は、所有されているお宅の古文書を一部写真撮影し、内容及び点数を目録としてまとめたものでございます。

現在は、古文書を所有されている方の申出の都度、期間を定めて古文書をお借りし、その内容等の目録を作成しリストに追加しているところでございます。この目録につきましては、所有者へも同様のものをお渡しし、保存について依頼をしているところでございます。

この目録につきましては、町内全てを網羅しているものではないことから、古文書に関する啓発を進めるため、公民館講座や古文書研究会等によって古文書講座や歴史について学ぶ機会を設け、古文書の大切さをPRしてきたところでございます。

古文書が失われる原因として、書かれている文字が現在使われている文字とは異なることから、書かれた内容を知ることが難しく、資料自体の重要性に気づかないで捨ててしまったり、古物商などによって町外に持ち出されてしまうことが挙げられます。

古文書は歴史を知る上で非常に重要な資料でありますので、古文書が失われることは、町の歴史を知る上で大きな損害であると考えております。

今後も引き続き、その重要な資料が失われないよう、広報誌などを活用しながら、町内に古文書をお持ちであるかどうか、お知らせとお願いをするとともに、新たに発見された古文書について目録化を図っていきたいと考えております。

14番(中嶋君) 課長より懇切丁寧なご答弁をいただきました。いろいろよくわかりました。膨大な数ですね。3万7,300、ざっくり4万ぐらいあるのかなと思っておりますけれども。

これはさっきも言われたように、今の日本語で書いてなくて、昔の江戸時代のような言葉ですから、解読するにもなかなか私は容易じゃねえなど、大変だなと。大橋先生は一生懸命やっていたなんて話も伺っております。大橋先生に会ったときもあれです、また自分の弟子をいっぱいつくっておいておくんななんて、私お話を申し上げたこともあったんですが、一生懸命やられていることがよくわかりました。

いろいろデータ、それからいろんな借りたものを写真に撮ったりして、またお返しするとか、きちんとしたことをおやりになっていただいて、ありがたいなど。

場合によっては、先ほど私が話を申し上げましたように、じいちゃんがうんと大事にしていたけれども、代替わりしたときに、こんなものはネズミの小便だらけでなんて言って、興味のない人は捨てちゃうわけだけれども。中にはやっぱり、いや、これはおうちの昔からの宝ものだぞと、大事にしておかなきゃいけないぞなんて言ってね、歴史同好会だのに入っているなんていうような人は、本気に大事にさせていただけるから、それはそれでいいでしょうけれども。今言ったように、こんなのはなんていうような、いくらじいちゃんが好きでも、息子の代に

なったら、こんなものなんて言ってね。私と同じようにお金のほうが大好きだったりする人もいるわけですから。そんなになっちゃうと、みんな今言ったようにどっかへいっちゃったり。

あるときちょっと話を聞いたんですが、そうは言っても、坂城町のやつがたしか群馬県の業者だったと思うんですが、その古文書関係を扱っている、売り買いをしている商売をしている方がおるようで、その人に私もちょっとまた連絡を取って、カタログなんかをもらって見たんですが、意外と坂城町のものがあったりするんですよね。鼠宿がどうたらとかね。何かそんなようなものがあったりして。それで大橋先生の話聞いたときにも、実は俺、あそこから買ったことがあるだわいなんて言ってね。大事なものが出来たなんて言ってね。

逆に言います。商売としてそういうところへ売った人はまだよかった、何とか助けてもらった。葛尾へ持っていったらもうおしまいです。大橋先生の話、たしか5万だか6万だかかかったわやなんて言ってね。どうしたいって言ったら、買っただわなんて言ってね。それはよかった、坂城町の宝を買い戻してもらっただわいなんて言って。それから、私もその住所を教わったもんで電話をかけて、その店主にひとつ俺にもカタログを送ってよこせなんていうことでね。

この間も面白いものが出てきましてね。実は一つ私はそれを買い求めたんですが、佐久間象山の書が出てきていました。これは本物かといって言ったら、見る人によれば本物だしなんて怪しげなことを言っていましたけれども。まあいいや、面白がって、それじゃあ、えらい100万も200万もするようなものじゃなかったから、それじゃひとつあれだ、買っとくわいなんて言ってね。商人です。すぐそういうことを言うんですよね、いやらしいんですが。12万でした。また見たい人はうちへ来れば佐久間象山の書がありますので、お見せできるかと思えます。

できましたら、課長、一生懸命ご答弁していただいたわけでありましたが、これは教育長にもまたあれです。答弁は、通告していないから、しなくてもいいけれども、とにかく、どこのうちに古文書があるというのだけ調べておいていただきたいというのが私の考えなんです。坂城町中です、これは。

それがちょっと言葉があれでしたが、古文書の戸籍というような言葉を私はつくったんですが。それをしておくとどういうことかという、さっき言ったように、うんと好きな人で、うちの父ちゃんは、学校の先生をやっている大好きだったと。おらも学校の教員をやっているから、おらはこれが好きだわという人はいいけれども、父ちゃんは学校の先生をやっているけれども、おらは今サラリーマンになっちゃって、こんなものもらってなんて、ごったくなんていうようになるよ今言ったようになっちゃまう。

だから、古文書の戸籍を作っておくと、役場の職員の皆さん、みんなね、私なんかもそうですが、朝起きて一番真っ先にやることは新聞を読むことです。しかもお悔やみ欄です。坂城町

で誰が亡くなったかなど。ここから私も始まります。町長はじめ、役場の職員の皆さんはみんな見ていると思います。そうすると、今の戸籍を作っておくと、あのうちにたしかいい文書があったぞと。あの人が亡くなっちゃったかやと。今すぐ飛んでいくわけにいかねえけれども、四十九日でも過ぎたら、学芸員を中心に、また協力員なんていうような人をつくってもいいですが、そういう人をお願いをして、実はこのうちには、これこれこんないいものがあったんだけど、どうだいと言ったら、おらちのじいさん、大事にしてたもんがあったわなど。だけど、うちのおやじは死んじゃったからいいわい、持っていったいなんて言って、町へもらっておけば、これはまたさつき課長もおっしゃっておいりましたように、まさに歴史、町の宝になると思うわけです。

今なら間に合うということです。できましたら、その辺もう少し真剣に考えていただいて、協力員みたいなものをつくるんだしたら、また少し予算づけでもしてですね、坂城町中のお宝をよそへ、それから焼却場に持っていかないように、これは今生きている私たちがやっておかなければ、私はいけないと思います。

さつき昭和も言いましたでしょう。昭和だってもう始めなきゃいけないんですよ。余計、江戸時代とかその辺のところはきちんとしておかなければいけないということで、この質問は、私は8年くらいかな、前にもやっております。あんまり進んでいないようにお見受けしましたので、もう一度老婆心ながら一般質問させていただいたと、こういうあんばいでございます。

それで、先ほども私言いましたが、何で昭和だいと。私は昭和24年1月10日生まれの男であります、何で昭和だいと。本当にもう昭和だね。まさかあれですよ、俺のおやじの時代、じいさんのときには戦争をやっていたんですよ。ロシアとウクライナみたいに。おどけちゃうよね。戦争なんてことを言えば、おら全然知らねえもの。だけれども、考えてみれば、おらちのじいさんは中之条村で当時一番真っ先に召集がありまして、どこへ行ったと思いますか。ロシアですよ。ロシアへ戦いに行ったんですよ。勝ったようですがね、当時。俺のじいさんです。

その次、俺のおやじです。おやじは第二次世界大戦で行っております。バシー海峡でアメリカの潜水艦にやられまして、三日三晩浮いていたそうです。そこで日本の商船が通って、それででっかい網を投げられて、そこへひっつかまって助かったそうです。大勢死んでいったようです。あそこでおやじが死んじゃったら、こんな生意気な登なんていうのは、こんなところに立っていませんがね。何とかおやじ生きて帰ってきたから、ここに登がおるわけです。

そんなようなことを考えると、昭和に戦争があったんですから。日本がやったんだから。明治、大正もやったんだから。江戸はまるで国内でチャンチャンバラバラやっていたようですから。これがだから、町長も思うでしょう。昭和は遠くなりましたよね。戦争があったんですもん、日本でね。今はウクライナだなんていってね、ロシアだなんてやっていますけれども。そんなどこじゃねえや、日本がそうだったんだから。

その歴史をやっぱり、これから私たちは、俺の友達なんかも中嶋はあと5年だわなんて言っているのもいるんですが、10年、ちょっと欲をかいて20年くらい生きたいぐらいに私は思っているんですが。でも30年は生きませんわな、町長も含めて。誰もいなくなっちゃうんじゃないですか。そのときにはやっぱり昭和の歴史も、これからの坂城町の子どもたち、日本の子どもたちに私は残しておかなければいけないものだと思ったわけです。

何でそんなことを言うかという、ついこれはいつだったかな、8月30日の信濃毎日新聞に、こんな話がちょっと載っていたんですよ。これは麻績の人です。「死んだはずの父が、生きて戻ったー。」東筑摩郡、これは昔の日向村です。現東筑摩郡麻績村です。「現東筑摩郡麻績村から南方へ出征した故・飯森袈裟尊さんの生死を巡る、1946（昭和21）年の文書が、長男の忠幸さん（82）の元に残されている。1通は6月、家族が受け取ったサイパン島で戦死の公報。もう1通は11月、戦死の正式な取り消し。袈裟尊さんは実際は島で生き延びて、帰還した。袈裟尊さんは32歳だった43年、村に父親や妻の茂子さん（いずれも故人）、3人の子を残して出征。海軍航空兵としてサイパンに上陸し、落下傘部隊に編入された。44年6月に米軍が砲撃、上陸したサイパンでは、7月に入って日本軍が全滅。敗戦の翌年、実家に届いた公報の戦死日は同8日となっていた。忠幸さんは当時小学1年生。長野市の善光寺に出向き、「英霊」となったはずの父の骨箱を受け取った、と記憶している。戦死者の出迎えは村幹部を含め、村境まで出向くのが慣例だった。母茂子さんは悲しみに暮れたという。だが、袈裟尊さんは銃弾を胸の上部や脇腹に受けながらも生きていた。洞窟のような所で潜伏し、飢えに苦しみながら木の根や虫、へび、カタツムリなど何でも食べた。米軍の掃討作戦にもたえ、夜に浜辺で傷を洗った。再三まかれるビラや拡声器の呼びかけには応じなかったが、戦争に負けたとようやく信じた…。後年、そうした壮絶な体験を断片的に語った。戦死とされて4カ月たった46年10月、袈裟尊さんは神奈川県浦賀港に引き揚げた。帰り着いても、人目を避けて山道から家に向かったという。「戦死が当たり前の世相。生きて帰ることを恥じた村出身の兵士は他にもいた」と忠幸さん。全身6カ所に傷があり、1年ほど療養。その後は農林業や水道設備業に従事した。部隊全滅後のサイパンで仲間がいたのか、いつ頃に投降して捕虜となったか。袈裟尊さんは周囲に明かさないまま、2001年に89歳で亡くなった。その後、息子の忠幸さんは父の戸籍を調べて、一時的とはいえ、戦死公報からその取り消しまで、「159日間の空白」が生じた事実を知る。「父は一度は戸籍も抹消され、死んだことになった」祖父は、長男の袈裟尊さんが戻って来た3年後に他界したが、復員や検疫の証明書などを大事に封筒に入れ、残した。その1枚1枚を広げて、忠幸さんは「本当に、よく生きる気力があつた」。戦争のむごさの証しでもある、こうした個人資料を「どこかで集めて保存してほしい」と考えている。」と、こういう方もいるわけです。

坂城町にも私は何人かいるかと思えます。こういうチャンスがないんですよ。だから、私

が今申し上げましたように、今なんです、やる時期は。あしたじゃねえんだ。今日、今からやれよと。おい何をやるだいて言ったら、さっきも言ったように、戸籍作りを始めないと、こういう、これはもう反戦ですよ、まさに。子どもたちに伝えなきゃいけないことでしょう。死んだと戸籍を抹消されちゃうんだから。こういう人たちが出てきているんだから。壮絶なものですよね、この人にすればね。ざっくり見れば、まあそんなこともあったかいぐらいで終わっちゃうけれども。故人にしてみれば。それを今のじいさん、とうさん話の中で、今これ八十いくつの方ですが、息子が生きていて、その息子がおらの父ちゃんのこういうものを後世に残しておいてもらいたいわいと。イコール反戦だよと。

何度も言います。ウクライナとロシアが戦っています。日本は戦っていません。でも、ついこの間あったんです。これを私は昭和の遺産として大切にしておくべきだということを申し伝えて、課長に再答弁しろなんていうことは言いません。まていによく答弁いただきました。

第2質問に入ります。

②役場移転計画を

(イ) 防災ハザードマップを踏まえての質問であります。

平成21年に100年に一度起こる災害を想定した防災ハザードマップが作成されましたが、平成27年、六、七年たった慌てて100年のハザードマップじゃ間に合わねえぞと、これは県の依頼だと思いますが。ということで、平成27年に県から千年に一度のマップを作成するよう町は依頼をされたわけでありまして。

そのマップによると、役場庁舎は、皆さん、この役場庁舎ですよ。5メートルから10メートルの水が入り込んできちゃうと。おっかねえことだねえ。言うなれば浸水被害が想定されるということでありまして。絶対起きるといっていいじゃないんでしょうけれどもね。ただ、一応マップから見ていくと、そういうことが起こってもおかしくないんだよということでありまして。

そうすると、100年に一遍なんていうことは、最近いろんなものがあるような気がするんですが、例の伊勢湾台風のときには、私が小学校6年生の頃でした。ざっくり約60年ぐらい前。千曲川が決壊寸前になりまして、まだ大望橋なんかはありませんでしたが、あっころ、昔のことですよ。小学校6年生の子どもが、どっかどっかん水が出ているところへ見に行っただわい、みんなで。怒る大人もいなかったし、穏やかな時代だったですね。今なら非常線なんか張って、子どもなんか駄目だ。そんなところは危ねえだなんてやるんでしょうけれども、見に行った。

そしたらどうですか、中之条側から村上側を見ると、土手いっぱい、向こうの土手からこっちの土手まで水がいっぱいなんです。少し土手側へ水も入り込んでいまして、水たまりにいいもんいたわなんて言ってひっ捕まえたら、ナマズかと思ったらサソリでした。痛かったね、あのときは。サソリに刺されましたよ。千曲川にサソリがいてね、サソリといっても、こ

んなカニみたいなエビみたいなあんなんじゃないなくて、サソリと言ったんですが、ナマズみたいな、ナマズを少し小さくしたような、体が黄色いような記憶があります。今いるかどうかわかりません。そんなのが土手の水たまりにいたんですよ。面白がってうっかりひっ捕まえたら刺されちゃって、痛かった記憶があります。

そんなこともあって、その後それから、伊勢湾台風のところを見ていましたらね、うちが流れてくるんだ、うちが。くず屋根のうちが流れて。これを面白がっていたから、3日も見に行った。暗くなってきたから帰れやなんていって。またその次に見に行けやなんて言って、みんな3日。3日目のときにはすごいもの見ました。乳牛が腹をこんなに膨らまして、2頭、その後に小さいのも3頭ばかりざあっと流れていって、ああ、乳牛流れていくわ、もってねえな、おいなんて言ってね、何ならえらい乳がたんとうたになんて言って。そういう不思議な現象がありました。

後で考えましたら、もしかしたら大水が来たということで、潜っていたんだね、牛が。私も消防団やっているとときに思いましたね。人間の話をあんまりしちやいけません、少し時間がたつとはらわたが腐ってくるんですよ。ガスが出てくる。だから、ぽんぽこぽんになって、下のほうに埋もれていても上へ上がってくるんですよ。それが3日目に千曲川へ見に行ったときに牛が流れていったと。後になってから、あれだわなと思いました。少し時間がたつとそういう状態になる。そんなものも見たりしたのが、伊勢湾台風の私の思い出です。

その後じゃああったかという、その後はもうほとんどなかったですね。だから100年に一遍なのかもしれません。それが皆さん、まさに村上の人たちなんかは、この間えらい目に遭ったんですが、あれももう3年たちますわね。台風19号。これはもう私がここでああだこうだじゃなくて、皆さんご周知のとおりです。

そんなようなことを考えると、100年に一度、千年に一度なんて言ったって、今は千年に一度って言うんですから。もしかしたら30年、50年、100年後かもしれないですけども、でも県でそんなことをやれということを考えたら、ちょっと角度を考えると、もしかしたら町長、明日、あさって、今度はでっけえ台風が来たなんていえば、そのときかもしれませんな、これは。

そんなことも含めて、ご答弁をお願いできればと思っております。以上であります。

議長（小宮山君） 役場移転計画。

14番（中嶋君） また登壇が始まっちゃって、演説が長くなって一番大事なことを言ってありませんでした。今も言いましたように、100年に一度でいって、だから来年起こるかもしれないんじゃないかということの中で、役場の移転計画を考えていく時期で私はあると思いますが、ご所見をお願いいたします。

町長（山村君） 最後に質問をいただきました。中嶋議員さんから2番目の質問で、役場移転計

画を、イとして防災ハザードマップを踏まえてということでございます。

現在、全国の自治体におきまして、我が町もそうですけれども、公共施設の老朽化対策が喫緊の課題となっております。坂城町も例外ではなくて、複数の施設において老朽化が進行しており、近い将来、多くの施設整備が必要となってきます。

施設整備に際しましては、財政負担の平準化とともに少子高齢化及び人口減少といった社会構造や、行政ニーズの変化を見越した施設整備を行っていくことが大変重要であります。

そうした中で、坂城町では平成28年度に町の公共施設の更新・改修・除却等の施設整備、老朽化対策を計画的に行うことによる財政負担の軽減・平準化といった、公共施設の総合的な管理に関する基本的な方針となる坂城町公共施設等総合管理計画を策定したところでございます。

また、令和2年度には、総合管理計画の内容を補完しまして、個別施設計画で定める、町の施設整備の内容の方向づけを行う坂城町公共施設ランドデザインを策定し、その後、各施設の具体的な整備内容や実施時期等を定めた坂城町公共施設個別施設計画を策定したところであります。

それぞれの計画の策定にあたりましては、長野大学に専門的な見地でご指導いただいたほか、町議会や関係団体の代表、有識者の皆様などにご参画いただく中で策定委員会を組織し、広くご意見をいただきながら策定をしたところであり、現在、これらの計画に基づき、公共施設の改修や除却などを行っているところであります。

町が保有する施設の中には、文化センターや保健センター、老人福祉センターなど、現段階で耐震基準を満たしていない建物もありますことから、まず、そうした施設の改修や更新を優先したいと考えており、本年度においては町体育館の耐震改修、来年度については文化センターの耐震改修を進めたいと計画しております。また、保健センターと老人福祉センターを核とした複合施設の建設につきましても、具体的な構想をまとめる作業を本格的に進めてまいりたいと考えております。

さて、ご質問の役場庁舎に関しましては、昭和58年の建築以来39年が経過しているところでありますが、耐震基準面におきましては、昭和56年の建築基準法改正後の建築であり、これを十分満たしており、一般社団法人日本建築学会が示す目標耐用年数80年と比べましても、まだ十分に使用が可能な状況でありますことから、当面は設備等の改修など、長寿命化を図る中で現在の施設を維持していく計画としているところでございます。

また、お話にありました防災の視点では、ご質問のとおり、役場庁舎はハザードマップにおける浸水想定区域に位置しており、有事の際の浸水が懸念されるところであります。万一の浸水の際には、代替施設を文化センターと位置づけ、通信機器を用いて戸籍や税務の証明など、通常の業務が行えるよう情報システムや通信回線等の整備も順次進めているところであり、役

場庁舎内に設置しているサーバー等の情報機器に関しましても、水没しない高さまで設置場所を変更することや、クラウド技術の活用等を通じて、業務継続の観点からも、浸水の影響が極力及ばない対策をさらに進めてまいりたいと考えているところであります。

また、今後、中之条地区に建設を予定している複合施設につきましても、具体的な構想づくりに着手していくこととなりますが、そうした中に役場庁舎が被災した際の補完機能についても盛り込んでいければと思っております。

いずれにいたしましても、役場庁舎につきましては、今後、建て替え、更新といった時期が参りました際には、社会情勢等も鑑みの中で、町民の皆様のご意見等をお聞きする中で、移転といった手法も含めて検討が進められればと考えているところであります。

14番(中嶋君) 町長からご答弁をいただきました。今、いろいろ文化センターの絡みで体育館なんか立派になるのを期待しておるわけですが、いろいろ防災関係でおやりになっているということは重々承知であります。

それで、今、町長も言われました。千年の防災マップを見ると、ちょっとそんなような心配がありまして。それから、これはタイミングが私もよかったなと思ったのは、この庁舎を造るときには、もう耐震の法律の中でやったと、あれはよかったなと。これがもうちょっと二、三年早くこの庁舎を建てちゃえば、ちょっとまずいわなと。地震が来たら潰れちゃうじゃないかなと、そんな心配もないわけです。

だから、一応その流れからいくと、私も南条小学校を造ったときは100年もつのを造らなきゃ、町長駄目だぞなんていうようなことをここでほえていましたけれども、それと同じように、やっぱりあの時代でありますから、町長が今おっしゃられたように80年くらいはいいんじゃないかいと。よくわかりました。

でも、ざっくり考えるともう、あんまり俺は数字は好きじゃないんだけど、39年たっているということになると、80年のほうから引けばわかるんですが、大体そうは言ってもあと40年くらいかなと、これは。というようなふうにも思うわけです。それは、でも町長、私に言わせれば何もないときにそういう状況。

だから今申し上げましたように、できれば私はあと40年大丈夫だからと言うんじゃないで、できればもう10年くらいでやるかとか、20年くらいにするとか、そんなような今の議論をしていく時期に来ているのではないかと。

それから、この間、私ここで何度もやりました工業団地、立派なものできてね、待機施設というか、子どもたちが喜ぶようなものもできて、すばらしいものがあそこへできたわけですが、そうは言っても町長、私がここでほえたのは五、六年前でしたよ。結局ああいうことでしょう。だから、どういうことかという、今私が言ったようなことも少し頭の隅へ入れておかないと、あと10年たてばもう80年になるから、おっ壊してどこかへ持っていけって

言っただって、土地がないかもしれない、そのときは。それじゃあ上田へ庁舎を持っていくだ、千曲市へ庁舎を持っていくだなんてことはできっこないんですからね。そんなことは当たり前の話ですよ。この町へ役場は造らなきゃいけない。

そうすると、ハザードマップからいくと、どこへじゃあ造ればいいのかということで、村上の議員に俺は怒られるかもしれないけれども、村上はあれを見ればちょっと難しいわね。村上へ庁舎を造るのは。やっぱり、びんぐしのお風呂へ行ってみればよくわかります、坂城町が。露天風呂へ行けば。まさに我が坂城町は扇状地です。向こうから押し出されてきたのがよく見えます。そういう扇状地だから、産業道路から上は高いんですよ。産業道路から下は割合低い。田んぼになるところなんかは、もう絶対に駄目だね。これはきっと千曲川が決壊したという想定の話だと私は思っています。

そういうふうに考えると、四ツ屋地籍か、中之条をえごで私は言うわけじゃないんですよ。中之条なのか、南条の金井周辺、ここらへ役場を造らなきゃ俺は駄目だと思う。あのマップだけを見て私は物を言っていますからね。

そういうことを考えると、造るのは40年後でも構いませんが、めどとして、なからじゃああっくらへ造れやと。40年だから、あと5年、10年たてばあと30年だなんてなってくる。土地を確保しておいて、うまくいけばそこへグラウンドでも造っておくとか。ちょっとまたあれすれば、公園でも造っておくとかね。そんなようなことをして土地確保をしておかないと、今回の工業団地もしかりのとおり、おらは売らねえわ、先祖代々の土地だなんて言う人もいますよ、世の中には。だから、決して私は今の30年40年なんていうのは早いと思いません。今からですよ。さっきも言ったでしょう。昭和100年なんだから。皆さん、昭和生まれでしょう。

だから、私はですね、自分はもうそんなときは死んでいますよ、40年後なんていうのは。そんなことは構いません。今の坂城町の子どもたち、場合によっては孫たち、この子たちにこの町を背負ってもらわなきゃならない。そのときに庁舎に水ついちゃうなんて、そんなことになったらえらいことですよ。これは我々がやっておかなきゃ、今生きているうちにというように私は思っています。

本当は、町長にちょっと言いづらかったの、この一般質問は。今まで俺やりてえかなと思っていましたけれどもね。もうじきね、町長、来期はどうするだなんて時期になってきましたよ。3月、4月になったらね。だから、私もここに立てる立場にいるだかどうだかわからねえから、それじゃひとつ、子どもや孫たちのために、ここで私は一般質問をしておこうと、こんなふうに思って、今日一般質問をしたということでもあります。

信毎も来ていただいて、町長も一生懸命お話しいただいたわけですが、去る8月28日でしたか、コロナ禍でありましたが、防災訓練が坂城町で行われましたと。信濃毎日新聞にもカ

ラー写真で大きく掲載してくれました。信毎のあんちゃんがいれば、今日はちょっと褒めようと思ったけど、今日はちょっともうどこかに行っちゃったから。それはいいんですけども。

そのときにうまく書いて、「坂城町で8月28日、台風による水害や土砂災害に備えた総合防災訓練が、坂城中学校を主会場に開かれた。2019年の台風19号災害を踏まえ、台風が接近し、数十年に1度の大雨で千曲川が避難判断水位を超えた」なんてうまいことを書いていただきましてね。やっぱり19号台風のことに対して、町長、我が坂城町も今回の訓練となったというようなことをうまく書かれておりました。

これも考えてみれば、さっきもちょっと何度も言うておりますが、地球温暖化の影響もあり、ゲリラ豪雨であるとか、爆弾低気圧、最近では日本列島がすっぽり入ってしまうような超大型台風など、今までの常識では考えられないような気象現象が起きております。これが私は県が千年でマップを作れと言ってきたような話だと思います。

防災訓練は、私も自主防災会の中の条の会長なんかを仰せつかって、30人の連中といろんな中之条、坂城町を守るためにやっておるんですが、そうは言いましても、防災訓練を何回やっても限度はあります。町長、またひとつ、今いろいろ私は申し上げましたが、移転計画をぼちぼち視野に入れていく時期に来ているものだと私は思っております。その辺も町長、ひとつお考えをいただいて、よろしく願いしておきたいと思えます。

それでは、通例であります。最後に一句添えます。セーフティー・フォーナインでは 人が死ぬ。セーフティー・フォーナインでは 人が死にます。

これにて私の一般質問を終わりといたします。ありがとうございました。

議長（小宮山君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日8日は午前9時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労様でした。

(散会 午後 2時20分)

